	論点等説明シート
担当局	スポーツ庁
事業名	感動する大学スポーツ総合支援事業
	論 点 等
	る上で、事業の実施方法が効果的なものとなっているか。 のために適切なアウトカム、アウトプットは設定されているか。

感動する大学スポーツ総合支援事業

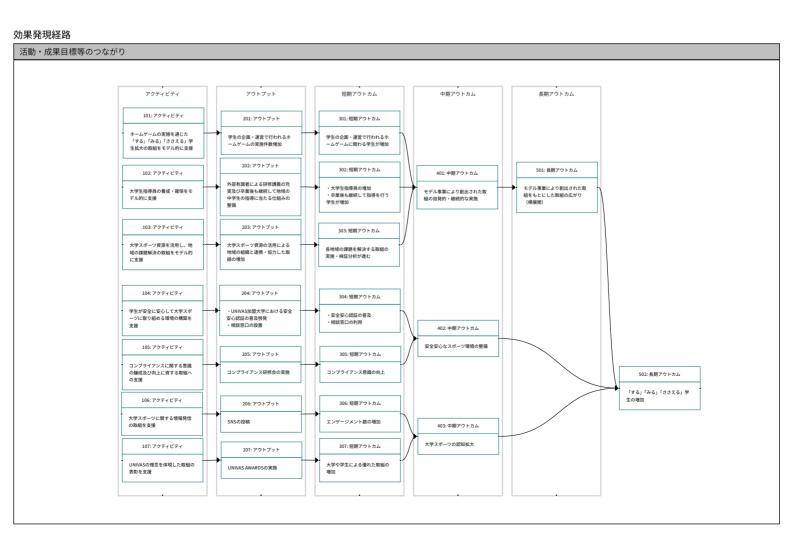
基本情報

組織情報	府省庁	文部科学省												
	事業所管課室	スポーツ庁 参事官(地域振興担当	当) 地域振興係											
	作成責任者	廣田美香 大川晃平												
	その他担当組織	スポーツ庁 地域スポーツ課 地域	ポーツ庁 地域スポーツ課 地域運動部活動推進係											
基本情報	予算事業ID	001925	事業開始年度	202	!2	事	業終了(予定)年度	終了予定な	il					
	事業年度	2025			事業区分	前年度	事業							
政策・施策	政策所管	政策			施策			政策体系•	評価書URL					
	文部科学省	11スポーツの振興		11-1東京大会を契機と な主体によるスポーツ参画			https://ww ent/20240 mxt_kans 000036110	eisk01-						
関連事業					主要経費	教育振	興助成費							
概要・目的	事業の目的	・モデル的な取組を支援すること 備・改善し、大学スポーツを「す				JNIVAS	と連携することで、大学	スポーツを]	収り巻く環境を整					
	現状・課題	・大学は、素晴らしいスポーツ資 会の実現等の社会的諸課題への解 ・委託事業では、スポーツの振興 ・補助事業では、大学スポーツの紀 の、十分ではない。	決に資する可能性を持って に取り組む大学をモデル的	いる。	。 援しているが、事例数がま <i>†</i>	だ少なく	(、他の大学で横展開され	こていない。						
	事業の概要	大学スポーツ資源を活用したモデル ツに取り組む大学や学生を支援する		その	成果を広く提供すること、	また、U	NIVASの活動の一部を補	助すること	により、大学スポー					
	事業概要URL	https://www.mext.go.jp/sports/b	_menu/sports/mcatetop	09/lis	st/1402909.htm									
根拠法令	法令名				法令番号		条	項	号・号の細分					
	スポーツ基本法				平成二十三年法律第七十7	\号	第二十八条							
関係する計画・	計画・通知名				計画・通知等URL									
通知等	第3期スポーツ基本計画				https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm									

実施方法	補助 直接実施									
補助率等	補助対象	補助率	補助上限等	補助率URL						
	一般社団法人大学スポーツ協会	定額	55,638千円							
備考										

予算・執行

予算額執行額表			2022	2023	2024		2025	2026
(単位:千円)	要求額		261,900	251,4	100 1	.78,806	150,000	-
	当初予算		196,900	148,0	060 1	.22,094	118,450	-
	補正予算							-
	前年度から	繰越し						-
	予備費等							·
	計		196,900	148,0	060 1	.22,094	118,450	
	執行額		169,700	141,3	309 1	.10,479		
	執行率		86.2%	95.	4%	90.5%		
予算内訳表	会計区分	会計	勘定		要望額		備考	
(単位:千円)	一般会計	一般会計						
		予算種別/歳出予算項目			備考		予算額	翌年度要求額
		当初予算 一般会計/文部科学省/ 託費	スポーツ庁 / スポーツ振興費	/ スポーツ振興事業委			61,60	2
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 / 等補助金	スポーツ庁 / スポーツ振興費	/ 民間スポーツ振興費			55,63	8
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 /	スポーツ庁 / スポーツ振興費	/ 職員旅費			60	7
		当初予算 一般会計/文部科学省/	スポーツ庁 / スポーツ振興費	/委員等旅費			39	3
		当初予算 一般会計 / 文部科学省 /	スポーツ庁 / スポーツ振興費	/諸謝金			21	0
主な増減理由					その他特記事項			



アクティビティからの発現経路 101-201-301-401-501-502

アクティビティ	ホームゲームの実施を通じた「する」「みる」「ささえる」学生拡大の取組をモデル的に支援										
アウトプット	活動目標	学生の企画・運営	で行われるホー	ムゲームの実施件数増加	活動指標	実証されたモデル	事業数(累計)				
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)						
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由	-					
活動・成果目標				2024年度	2025年	度	2026年度				
と実績	当初見込み/目標値(事業	業)		7		6		9			
	活動実績/成果実績(事業	業)		3							
後続アウトカム へのつながり	モデル的に支援すること	ル的に支援することで、ホームゲームに関わる学生が増加する。									
短期アウトカム	成果目標	学生の企画・運営	で行われるホー	ムゲームに関わる学生が増加	成果指標	ホームゲームに関	わる学生数(累計)				
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツ庁調べ ※検討中のKPI(オ	E取得データ)	ļ			
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由						
活動・成果目標 と実績				2025	年度		目標年度 2026年度				
	当初見込み/目標値(人)							0			
	活動実績/成果実績(人)										
	達成率(%)										
後続アウトカム へのつながり	大学スポーツの価値が認	知されることで、自	発的・継続的な	取組へ繋げる。							

中期アウトカム	成果目標	モデル事業により	割出された取組の[自発的	・継続的な実施	成果指標	モデル事業の	自発的・継続的な取組割合		
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)			スポーツ庁調	ヾ I (未取得データ)		
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由						
活動・成果目標 と実績					2025	年度		目標年度 2026年度		
	当初見込み/目標値(%))							66	
	活動実績/成果実績(%))					==			
	達成率(%)									
後続アウトカム へのつながり	自発的・継続的な取組を	ミ実施する大学が増え	ることで、他大学	におい	ても大学スポーツの価	値に対する認知が向上で	たる。			
長期アウトカム	成果目標	モデル事業により! (横展開)	創出された取組を	もとにし	した取組の広がり	成果指標	大学スポーツi	資源を活用した取組を実施し	た大学数	
	定性的なアウトカムに 関する成果実績					実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツ庁調	ヾ (未取得データ)		
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由					アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標 と実績		2025年度	2026年度		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	最終目標年度 2031年度	
	当初見込み/目標 値(大学)								400	
	活動実績/成果実 績(大学)									
	達成率(%)					-				
後続アウトカム へのつながり	大学の有するスポーツ資		を実施する大学が	増える	ことで、運動・スポー	ツに関わる学生が増加す	<u></u> する。			

長期アウトカム	成果目標	「する」「みる」「ささえる」学生	の増加	成果指標	上の運動・			
	定性的なアウトカムに関する成果実績	-		実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツの実施状況等に関する世論調査			
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由	-		アウトカムを複数段階 で設定できない理由	-			
活動・成果目標 と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	最終目標年度 2026年度		
	当初見込み/目標値(%)				52.3	55.02		
	活動実績/成果実績(%)	47.88	47.24	49.	58			
	達成率(%)							

アクティビティからの発現経路 102-202-302-401-501-502

アクティビティ	大学生指導員の養成・確保をモデル的に支援										
アウトプット	活動目標	外部有識者による 中学生の指導に当		及び卒業後も継続して地域の 備	活動指標	実証されたモデル	事業数(累計)				
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)						
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由	-					
活動・成果目標				2024年度	2025年	度	2026年度				
と実績	当初見込み/目標値(事業	業)		7		13		20			
	活動実績/成果実績(事業	業)		6							
後続アウトカム へのつながり	モデル的に支援すること	モデル的に支援することで、中学生の指導に当たる大学生指導員が増加する。									
短期アウトカム	成果目標	・大学生指導員の ・卒業後も継続し ⁻		生が増加	成果指標	研修を受講した大	学生指導員数(累計)				
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツ庁調べ ※検討中のKPI(未	ミ取得データ)				
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由						
活動・成果目標 と実績				2025	5年度		目標年度 2026年度				
	当初見込み/目標値(人)							0			
	活動実績/成果実績(人)										
	達成率(%)										
後続アウトカム へのつながり	大学スポーツの価値が認	知されることで、自	発的・継続的な	取組へ繋げる。							

中期アウトカム	成果目標	モデル事業により創	削出された取組の	D自発的	り・継続的な実施	成果指標	モデル事業の自発	発的・継続的な取組割合	
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			- 根拠として用いた統一		スポーツ庁調べ ※検討中のKPI((未取得データ)		
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由					
活動・成果目標 と実績					2025年度			目標年度 2026年度	
	当初見込み/目標値(%))							66
	活動実績/成果実績(%))							
	達成率(%)								
後続アウトカム へのつながり	自発的・継続的な取組を	と実施する大学が増え	ることで、他大学	学におし	いても大学スポーツの価	値に対する認知が向上で	ける。		
長期アウトカム	成果目標	モデル事業により!	削出された取組を	きもとに	した取組の広がり	成果指標	大学スポーツ資源	原を活用した取組を実施し	た大学数
	定性的なアウトカムに 関する成果実績					実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツ庁調べ ※検討中のKPI(未取得データ)		
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由					アウトカムを複数段階 で設定できない理由			
活動・成果目標 と実績		2025年度	2026年度	:	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	最終目標年度 2031年度
	当初見込み/目標 値(大学)								400
	活動実績/成果実 績(大学)								
	達成率(%)								
後続アウトカム へのつながり	大学の有するスポーツ資	資源が活用された取組	を実施する大学	が増える		-ツに関わる学生が増加す	する。		

長期アウトカム	成果目標	「する」「みる」「ささえる」学生の	の増加	成果指標	学生(18-22歳)における週1回以上の運動・ スポーツ実施率			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツの実施状況等に関する世論調査			
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	最終目標年度 2026年度		
	当初見込み/目標値(%)				52.3	55.02		
	活動実績/成果実績(%)	47.88	47.24	49.	.58			
	達成率(%)							

アクティビティからの発現経路 103-203-303-401-501-502

アクティビティ	大学スポーツ資源を活用し、地域の課題解決の取組をモデル的に支援											
アウトプット	活動目標	大学スポーツ資源の活用による 組の増加	地域の組織と連携・協力した取	活動指標	実証されたモデル事業数(累計)							
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)								
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由								
活動・成果目標		2022年度	2023年度	2024年度		2025年度	2026年度					
と実績	当初見込み/目標値(事業	業)	8 18		28	37	42					
	活動実績/成果実績(事業	業)	3 23		32							
後続アウトカム へのつながり	モデル的に支援することで、大学スポーツ資源活用して各地域の課題を解決する取組の実施・検証が進む。											
短期アウトカム	成果目標	各地域の課題を解決する取組の	実施・検証分析が進む	成果指標	実施	・検証分析された取組数(累詞	 †)					
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)		ーツ庁調べ 討中のKPI(未取得データ)						
	定性的なアウトカム目			アウトカムを複数段階								
	標を設定している理由			で設定できない理由								
活動・成果目標 と実績	標を設定している理由	-	202			目標 2026						
	標を設定している理由 当初見込み/目標値(件)		202	で設定できない理由								
			202	で設定できない理由			年度					
	当初見込み/目標値(件)		202	で設定できない理由			年度					

中期アウトカム	成果目標	モデル事業により	 割出された取組の	自発的	り・継続的な実施	成果指標	モデル事業の自発	的・継続的な取組割合	
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			根拠として用いた統一		スポーツ庁調べ	スポーツ庁調べ ※検討中のKPI(未取得データ)		
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由					
活動・成果目標 と実績				2025年度				目標年度 2026年度	
	当初見込み/目標値(%	o)							66
	活動実績/成果実績(%	o)							
	達成率(%)								
後続アウトカム へのつながり	自発的・継続的な取組を	姐を実施する大学が増えることで、他大学においても大学スポーツの価値に対する認知が向上する。							
長期アウトカム	成果目標	モデル事業により!	割出された取組を	もとに	した取組の広がり	成果指標	大学スポーツ資源	を活用した取組を実施し	た大学数
	定性的なアウトカムに 関する成果実績					実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツ庁調べ ※検討中のKPI(i	未取得データ)	
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由					アウトカムを複数段階 で設定できない理由			
活動・成果目標 と実績		2025年度	2026年度		2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	最終目標年度 2031年度
	当初見込み/目標 値(大学)								400
	活動実績/成果実績(大学)			-					
	達成率(%)			-	1				
後続アウトカム へのつながり	大学の有するスポーツi	 資源が活用された取組	を実施する大学が	が増える	 ることで、運動・スポー	-ツに関わる学生が増加	する。		

長期アウトカム	成果目標	「する」「みる」「ささえる」学生の増加		成果指標	実生(18-22歳)における週1回以上の運動・ スポーツ実施率			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績	-		実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツの実施状況等に関する世論調査			
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由	-		アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	最終目標年度 2026年度		
	当初見込み/目標値(%)				52.3	55.02		
	活動実績/成果実績(%)	47.88	47.24	49.	58			
	達成率(%)							

アクティビティからの発現経路 104-204-304-402-502

アクティビティ	学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境の構築を支援										
アウトプット	活動目標	・UNIVAS加盟大学における安全安 ・相談窓口の設置	ଟ心認証の普及啓発	活動指標	安全安心認証を審査する大学数						
	定性的なアウトカムに 関する成果実績		実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)								
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由							
活動・成果目標			202	2026	年度						
と実績	当初見込み/目標値(大学	≦)			40	40					
	活動実績/成果実績(大学	≦)									
後続アウトカム へのつながり	安全安心認証を普及啓発	することで、安全安心認証を受けた	大学が増加する。								
短期アウトカム	成果目標	安全安心認証の普及相談窓口の利用		成果指標	安全安心認証を受けた大学数学(『	累計)					
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	UNIVAS調べ						
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由							
活動・成果目標 と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	目標年度 2026年度					
	当初見込み/目標値(大学	<u>≠</u>)			67	100					
	活動実績/成果実績(大学	<u>é</u>) 9	19		34						
	達成率(%)										
後続アウトカム へのつながり	安全安心認証を受けた大	安全安心認証を受けた大学が増えることで、スポーツ環境が向上し、事故の発生を抑える。									

中期アウトカム	成果目標	安全安心なスポーツ環境の整備		成果指標	大学スポーツにおける重篤な事	事故件数	
	定性的なアウトカムに 関する成果実績		実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)		UNIVAS調べ ※検討中のKPI(未取得データ)	
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由			
活動・成果目標 と実績			2025	年度	目標年度 2026年度		
	当初見込み/目標値(件)					0	
	活動実績/成果実績(件)						
	達成率(%)						
後続アウトカム へのつながり	安全に安心して大学スポ	ーツに取り組める環境が整備される	整備されることで、運動・スポーツに関わる学生が増加する。				
長期アウトカム	成果目標	「する」「みる」「ささえる」学生	の増加	成果指標	学生(18-22歳)における週1回以上の運動・ スポーツ実施率		
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツの実施状況等に関する世論調査		
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由			
活動・成果目標 と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	最終目標年度 2026年度	
	当初見込み/目標値(%)				52.	3 55.02	
	活動実績/成果実績(%)	47.88	47.24	49.	.58		
	達成率(%)						

アクティビティからの発現経路 105-205-305-402-502

アクティビティ	コンプライアンスに関す	る意識の醸成及び向	識の醸成及び向上に資する取組への支援						
アウトプット	活動目標	コンプライアンス	肝修会の実施		活動指標	コンプライアンス	研修会の講師を派遣した大学数		
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)				
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標				2024年度	2025年	度	2026年度		
と実績	当初見込み/目標値(大き	学)		35		35		35	
	活動実績/成果実績(大学	学)		32					
後続アウトカム へのつながり	研修会を実施することで	、コンプライアンス	意識が向上する。	5					
短期アウトカム	成果目標	コンプライアンス	意識の向上		成果指標	コンプライアンス	研修を受講した学生数(累計)		
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	UNIVAS調べ ※検討中のKPI(未取得データ)			
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標 と実績				202	5年度		目標年度 2026年度		
	当初見込み/目標値(人)							0	
	活動実績/成果実績(人)								
	達成率(%)								
後続アウトカム へのつながり	大学が主体となって実施	されるコンプライア	ンス研修会が増	えることで、スポーツ環境が向	3上し、事故の発生を抑える	5.			

中期アウトカム	成果目標	安全安心なスポーツ環境の整備		成果指標	大学スポ	ーツにおける重篤な事故値	牛数	
	定性的なアウトカムに 関する成果実績	-	根拠として用いた統一			UNIVAS調べ ※検討中のKPI(未取得データ)		
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標 と実績			2025	5年度		目標 2026		
	当初見込み/目標値(件)						0	
	活動実績/成果実績(件)							
	達成率(%)							
後続アウトカム へのつながり	安全に安心して大学スポ	ーツに取り組める環境が整備される	が整備されることで、運動・スポーツに関わる学生が増加する。					
長期アウトカム	成果目標	「する」「みる」「ささえる」学生	の増加	成果指標	学生 (18-22歳) における週1回以上の運動・ スポーツ実施率			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツの実施状況等に関する世論調査		扁調査	
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標 と実績		2022年度	2023年度	2024年度		2025年度	最終目標年度 2026年度	
	当初見込み/目標値(%)					52.3	55.02	
	活動実績/成果実績(%)	47.88	47.24	49	.58			
	達成率(%)							

アクティビティからの発現経路 106-206-306-403-502

アクティビティ	大学スポーツに関する情	スポーツに関する情報発信の取組を支援								
アウトプット	活動目標	SNSの投稿			活動指標	SNSの投稿数				
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)					
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由					
活動・成果目標			2024年度		2025年度		2026年度			
と実績	当初見込み/目標値(件)			2,300	2,300			2,300		
	活動実績/成果実績(件)			2,311						
後続アウトカム へのつながり	SNSを活用することで、	広く大学スポーツの	情報を発信する。							
短期アウトカム	成果目標	エンゲージメント数	数の増加		成果指標	SNSのフォロワー	数(累計)			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	UNIVAS調べ				
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由					
活動・成果目標と実績			2024年度		2025年	度	目標年度 2026年度			
	当初見込み/目標値(件)					29,000		35,000		
	活動実績/成果実績(件)			22,670						
	達成率(%)									
後続アウトカム へのつながり	大学スポーツの広報が強	大学スポーツの広報が強化されることで、大学スポーツの認知が拡大する。								

中期アウトカム	成果目標	大学スポーツの認知拡大		成果指標	-		
	定性的なアウトカムに 関する成果実績		実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)		UNI\	/AS調べ	
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由			
活動・成果目標 と実績			2025	年度		年度年度	
	当初見込み/目標値(%)						0
	活動実績/成果実績(%)						
	達成率(%)						
後続アウトカム へのつながり	大学スポーツの認知が拡	大することで、「する」「みる」「さ	る」「ささえる」学生が増加する。				
長期アウトカム	成果目標	「する」「みる」「ささえる」学生の	の増加	成果指標	学生(18-22歳)における週1回以上の運動・ スポーツ実施率		
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツの実施状況等に関する世論調査		扁調査
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由			
活動・成果目標 と実績		2022年度	2023年度	2024年度		2025年度	最終目標年度 2026年度
	当初見込み/目標値(%)		-1			52.3	55.02
	活動実績/成果実績(%)	47.88	47.24	49	.58		
	達成率(%)						

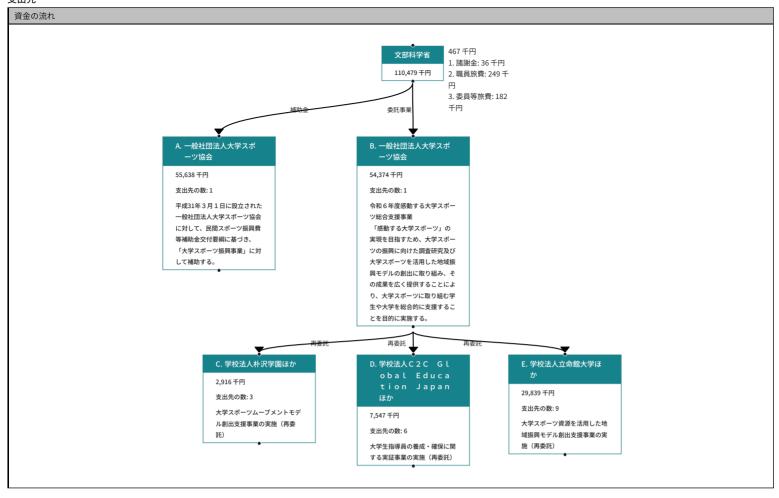
アクティビティからの発現経路 107-207-307-403-502

アクティビティ	UNIVASの理念を体現した	UNIVASの理念を体現した取組の表彰を支援								
アウトプット	活動目標	UNIVAS AWARDS	実施		活動指標	UNIVAS AWARDS	D開催数			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)					
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由					
活動・成果目標			202				2026年度			
と実績	当初見込み/目標値(回)	標値(回)				1		1		
	活動実績/成果実績(回)									
後続アウトカム へのつながり	UNIVAS AWARDSを開催	により、UNIVASの理	り、UNIVASの理念が浸透することで、大学や学生による優れた取組が増加する。							
短期アウトカム	成果目標	大学や学生による値	憂れた取組の増	חל	成果指標	UNIVAS AWARDS	D表彰数(累計)			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績				実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	UNIVAS調べ				
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由				アウトカムを複数段階 で設定できない理由					
活動・成果目標 と実績				2024年度	2025年	隻	目標年度 2026年度			
	当初見込み/目標値(件)			1,025		1,205				
	活動実績/成果実績(件) 84			845	5					
	達成率(%)									
後続アウトカム へのつながり	競技成績のみならず、学	常技成績のみならず、学業充実や大学スポーツの振興に寄与した成果等が表彰されることで、大学スポーツの評価・認知が拡大する。								

中期アウトカム	成果目標	大学スポーツの認知拡大		成果指標	-			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	UNIVAS調べ			
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由	-			
活動・成果目標 と実績			2025	5年度	目標 2026	年度 年度		
	当初見込み/目標値(%)					0		
	活動実績/成果実績(%)							
	達成率(%)							
後続アウトカム へのつながり	大学スポーツの認知が拡	大することで、「する」「みる」「さ	さえる」学生が増加する。					
長期アウトカム	成果目標 「する」「みる」「ささえる」学生の増加 成果指標		成果指標	学生(18-22歳)における週1回以 スポーツ実施率	上の運動・			
	定性的なアウトカムに 関する成果実績			実績/目標/見込みの 根拠として用いた統 計・データ名(出典)	スポーツの実施状況等に関する世論調査			
	定性的なアウトカム目 標を設定している理由			アウトカムを複数段階 で設定できない理由				
活動・成果目標 と実績		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	最終目標年度 2026年度		
	当初見込み/目標値(%)				52.3	55.02		
	活動実績/成果実績(%)	47.88	47.24	49	.58			
	達成率(%)							
事業に関連する	- る 名前							
KPIが定められて	OILE							
いる閣議決定等	該当箇所							

点検・評価

X DIM										
事業所管部局に よる点検・改善	点検結果	本事業は、スポーツ基本法や第3期スポーツ基本計画 資するものであり、政策の優先度が高い事業である		いる通り、大	ママスポーツ	自体の競技振	興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興に			
	目標年度における効果 測定に関する評価	令和8年度実施	令和 8 年度実施							
	改善の方向性	大学スポーツの更なる発展に向けた方策を検討するため、令和7年4月に「大学スポーツ構想会議」を立ち上げ、大学関係者・スポーツ団体・自治体・フ ロスポーツ等、多様なステークホルダーに参画いただき、様々な課題を整理し、必要に応じて事業に反映させる。								
外部有識者によ	点検対象	最終実施年度 2025								
る点検	対象の理由									
	所見									
	公開プロセス結果概要									
行政事業レビュ ー推進チームの 所見に至る過程 及び所見	所見		詳細							
所見を踏まえた	改善点・反映状況									
改善点/概算要	反映額	会計	勘定			反映額 (千円)				
求における反映 状況	及咣頜						-			
*D\#G	詳細									
公開プロセス・	区分			取りまとめst	年度					
秋の年次公開検	取りまとめ内容									
証(秋のレビュー)における取										
りまとめ	対応状況									
その他の指摘事 項										



			A =1 -1 .1.4=		= NV + /= > 1	(D-h)
支出先上位者リ	支出	たブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う」	
スト (単位:千円)	А	一般社団法人大学スポーツ協会	55,638	1	して、民間ス	引1日に設立された一般社団法人大学スポーツ協会に対 パーツ振興費等補助金交付要綱に基づき、「大学スポー に対して補助する。
		支出先名	支出額	法人番号		
		一般社団法人大学スポーツ協会	55,638	7010405017	508	
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
		令和6年度民間スポーツ振興費等補助金(大学スポーツ協会 補助) 補助金等交付	55,638	1		
	支出统	先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行うよ	での役割
	В	一般社団法人大学スポーツ協会	54,374	1	「感動するだ 興に向けた調 創出に取り組	感動する大学スポーツ総合支援事業 大学スポーツ」の実現を目指すため、大学スポーツの振 引査研究及び大学スポーツを活用した地域振興モデルの 引み、その成果を広く提供することにより、大学スポー 3学生や大学を総合的に支援することを目的に実施す
		支出先名	支出額	法人番号		
		一般社団法人大学スポーツ協会	54,374	7010405017	508	
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
		令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	54,374	1	100	
	支出统	先ブロック名	合計支出額	支出先数	事業を行う」	での役割
	С	学校法人朴沢学園ほか	2,916	3	大学スポーツ	/ムーブメントモデル創出支援事業の実施(再委託)
		支出先名	支出額	法人番号		
		学校法人朴沢学園	980	9370005001	428	
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
		令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	980	5	100	

	支出统	t 名	支出額	法人番号			
	学校》	去人立命館	973	9130005004	289		
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
		令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	973	5	100		
	支出先名		支出額	法人番号			
	国立力	大学法人筑波大学	963	5050005005	266		
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
		令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	963	5	100	-	
支出统	先ブロッ	り名	合計支出額	支出先数	事業を行う上	での役割	
D	学校》 ほか	去人C2C Global Education Japan	7,547	6 大学生指導員の養成・確保に関する実証事業の実施(再委託)			
	支出统	七名	支出額	法人番号			
	学校》	去人C2C Global Education Japan	1,964	1090005000259			
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
		令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	1,964	8	100		
	支出统	七 名	支出額	法人番号			
	公立ス	大学法人周南公立大学	1,921	9250005008	732		
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
	令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)		1,921	8	100		
	支出统	t名	支出額	法人番号			
	学校法	去人九州文化学園	1,493	2310005002	487		
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	

	令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	1,493	8	100				
	支出先名	支出額	法人番号					
	学校法人順天堂	1,199	8010005002	8010005002330				
	契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由			
	令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	1,199	8	100				
	支出先名	支出額	法人番号					
	国立大学法人静岡大学	970	7080005003	7080005003835				
	契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由			
	令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	970	8	100				
出先	ブロック名	合計支出額	支出先数	出先数 事業を行う上での役割				
	学校法人立命館大学ほか	29,839	9	大学スポーツ (再委託)	少資源を活用した地域振興モデル創出支援事業の実 施			
	支出先名	支出額	法人番号					
	学校法人立命館	4,809	9130005004289					
	契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由			
	令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	4,809	26	100				
	支出先名	支出額	法人番号					
	国立大学法人鹿屋体育大学	4,410	8340005007065					
	契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由			
	令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	4,410	26	100				
	支出先名	支出額	法人番号					
	学校法人順天堂	3,981	8010005002	330				

契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	3,981	26	100		
支出先名	支出額	法人番号			
学校法人福岡大学	3,578	4290005001267			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	3,578	26	100		
支出先名 支出先名	支出額	法人番号			
学校法人国際医療福祉大学	3,027	6060005004332			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	3,027	26	100		
支出先名	支出額	法人番号			
学校法人新潟総合学園	2,914	3110005001509			
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	2,914	26	100		
支出先名	支出額	法人番号			
国立大学法人静岡大学	2,685	7080005003	7080005003835		
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	
令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	2,685	26	100		
支出先名	支出額	法人番号			
学校法人九州文化学園	2,581	2310005002	487		
契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由	

		令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	2,581	26	100	
支	支出先名		支出額	法人番号		
学	学校法	长人日本体育大学	1,854	5010905000	774	
		契約概要(契約名)/契約方式等	支出額	入札者数	落札率(%)	一者応札等の理由と改善策/落札率非公開の理由
		令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 随意契約(公募)	1,854	26	100	

費目・使途		支出先名	契約概要(契約名)	費目	使途	金額
(単位:千円)	А	一般社団法人大学スポーツ協会	令和6年度民間スポーツ振興費 等補助金(大学スポーツ協会補助)	委託費	SNSコンサルティング・運用、相談窓口対 応、SSC制度審査、UNIVAS AWARDSのPR 等	29,019
				雑役務費	UNIVAS AWARDS企画・運営、研修会講師 謝金等	19,144
				消耗品費	UNIVAS AWARDS副賞	3,672
				旅費	UNIVAS AWARDS授賞者旅費	2,973
				借損料	UNIVAS AWARDS会場	2,967
				諸謝金	コンプライアンス委員会、UNIVAS AWARD S審査	422
				通信運搬費	UNIVAS AWARDS副賞発送	111
				印刷製本費	UNIVAS AWARDS表彰状	78
	В	一般社団法人大学スポーツ協会	令和6年度感動する大学スポー ツ総合支援事業	再委託費	大学への再委託	41,146
				雑役務費	業務委託、シンポジウム運営等	6,523
				人件費	事務局人件費	2,210
				印刷製本費	サマリーレポート作成	1,356
				一般管理費	10%	1,203
				旅費	大学訪問	890
				消費税相当額	10%	700
				諸謝金	技術審査委員	168
				借損料	成果報告会会場	143
				消耗品費	ワイヤレスマイク等	32
				通信運搬費	書類送付	2
	С	学校法人朴沢学園	令和6年度感動する大学スポー ツ総合支援事業	雑役務費	対戦相手遠征費(駒沢大学)	600
				印刷製本費	パンフレット作成	251
				その他	一般管理費、消耗品費、諸謝金、保険料	129
	D	学校法人C2C Global Educ ation Japan	令和6年度感動する大学スポー ツ総合支援事業	雑役務費	システム構築	1,500
				人件費	事務局人件費	276
				印刷製本費	報告書作成	100

		支出先名	契約概要(契約名)		費目		使途	金額
		-1-			その他		諸謝金、保険料	87
	Е	学校法人立命館	令和6年度感動する大 ツ総合支援事業	マ学スポー	雑役務	費	応援ツアーバス等	2,219
					人件費 一般管理費 印刷製本費 諸謝金		事務局人件費	1,750
							10%	437
							報告書作成	242
							イベント補助員	112
			その他		保険料、消耗品費、会議費	48		
国庫債務負担行 為等による契約		契約先名		契約	額	法人番号		
先リスト (単位:千円)								

その他備考		

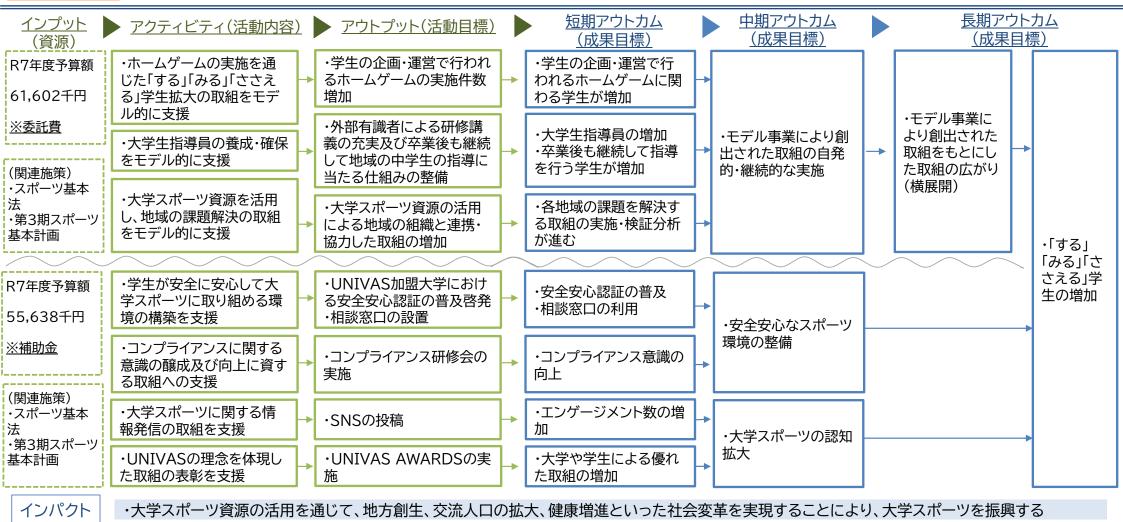
「感動する大学スポーツ総合支援事業」ロジックモデル (R7年度予算額:118百万円)

現状 課題

- ・大学は、素晴らしいスポーツ資源(人材、施設、知識)を有しており、スポーツ資源を活用することで、国民の健康増進や地域・経済の活性化、共生社会の実現等の社会的諸課題への解決に資する可能性を持っている。
- ・委託事業では、スポーツの振興に取り組む大学をモデル的に支援しているが、事例数がまだ少なく、他の大学で横展開されていない。
- ・補助事業では、大学スポーツの統括団体であるUNIVASにおいて、各大学の安全安心な体制整備、ガバナンスの強化に対する取組等は実施されているものの、十分ではない。

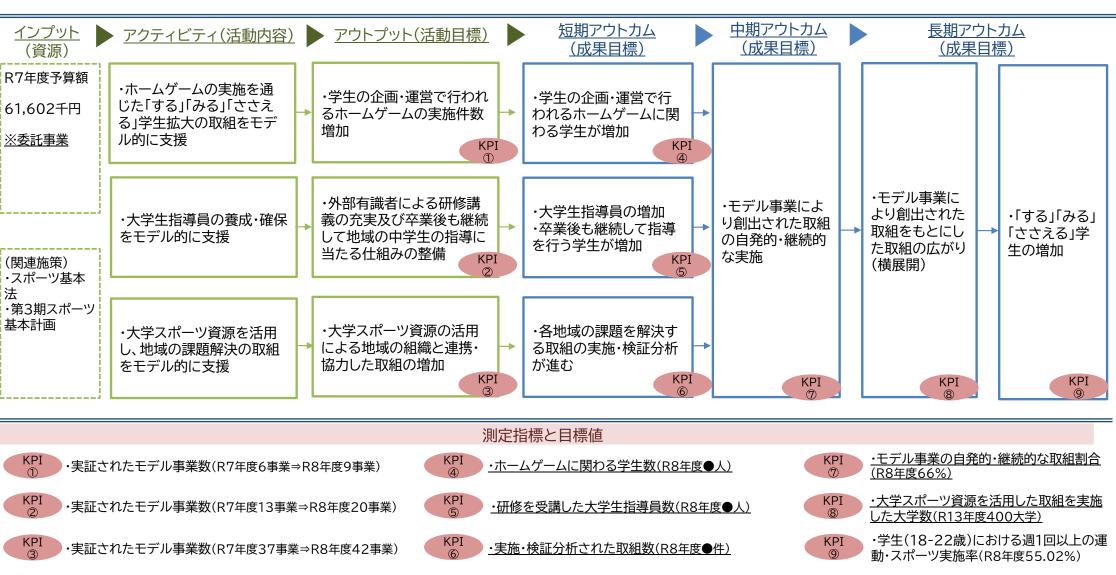
本事業の 目的

・モデル的な取組を支援することで、大学スポーツ資源を活用した取組を広げるとともに、UNIVASと連携することで、大学スポーツを取り巻く環境を整備・改善し、大学スポーツを「する」「みる」「ささえる」学生を増やす。



測定指標と目標値

【委託事業】「感動する大学スポーツ総合支援事業」ロジックモデル (R7年度予算額:61,602千円)

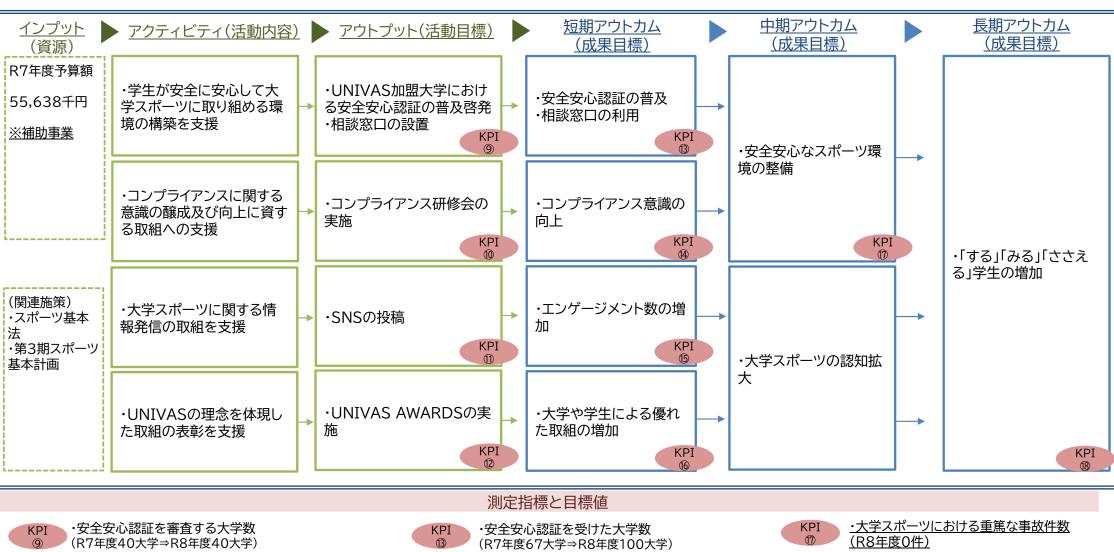


※下線は、検討中のKPI(未取得データ含む)

【参考】 国公私立大学:約800校(そのうち、運動部がある大学:約400校) UNIVAS加盟大学数:225校(R7.4月現在)

VIVAS加盟人子数:225校(R7.4月現任) 安全安心認証大学数:34校(R7.4月現在)

【補助事業】「感動する大学スポーツ総合支援事業」ロジックモデル (R7年度予算額:55,638千円)



・コンプライアンス研修を受講した学生数 KPI (R7年度●人⇒R8年度●人)

・コンプライアンス研修会の講師を派遣した大学数

·SNSの投稿数(R7年度2300件⇒R8年度2300件)

・UNIVAS AWARDSの開催数(R7年度1回⇒R8年度1回)

(R7年度35大学⇒R8年度35大学)

KPI

KPI

KPI

·SNSのフォロワー数(R7年度29000人⇒R8年度35000人)

・UNIVAS AWARDSの表彰数 KPI (R7年度1025件⇒R8年度1205件)

※下線は、検討中のKPI(未取得データ含む)

・学生(18-22歳)における週1回以上の運

動・スポーツ実施率(R8年度55.02%)

国公私立大学:約800校(そのうち、運動部がある大学:約400校) 【参考】 UNIVAS加盟大学数: 225校(R7.4月現在)

KPI

安全安心認証大学数:34校(R7.4月現在)



公開プロセス補足資料

「感動する大学スポーツ総合支援事業」

令和7年6月27日 スポーツ庁 参事官(地域振興担当)



1

スポーツ基本法とスポーツ基本計画



スポーツ基本法(2011年制定)

- スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や 安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定



スポーツ基本法における主な「大学スポーツ」関連記載



現行

※平成23年法律第78号

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

改正後

※令和7年6月13日成立、公布から3か月以内に施行

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、<mark>学生</mark>等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。



第3期スポーツ基本計画(概要)

[第2期計画期間中の総括]

- ① 新型コロナウイルス感染症:
- ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会:
- ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催

③ その他社会状況の変化:

- ▶ 人口減少・高齢化の進行
- ▶ 地域間格差の広がり
- ▶ DXなど急速な技術革新
- ▶ ライフスタイルの変化
- ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された

- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な 『**スポーツそのものが有する価値**』(Well-being)
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の 実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化 等に寄与する価値』

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策



持続可能な国際競技力の向上

- 東京大会の成果を一過性のものとせず、 持続可能な国際競技力を向上させるため、
 - ・NFの強化戦略プランの実効化を支援
 - ・ アスリート育成パスウェイを構築

大規模大会の運営ノウハウの継承

○ 新型コロナウイルス感染症の影響下とい

う困難な状況の下で、東京大会を実施した

ノウハウを、スポーツにおけるホスピタリ

ティの向上に向けた取組も含め今後の大規

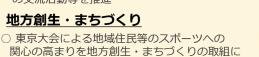
模な国際競技大会の開催運営に継承・活用

- ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実
- ・地域の競技力向上を支える体制を構築



共生社会の実現や 多様な主体によるスポーツ参画の促進

- 東京大会による共生社会への理解・関心の 高まりと、スポーツの機運向上を契機とした スポーツ参画を促進
- オリパラ教育の知見を活かしたアスリートと の交流活動等を推進



- 関心の高まりを地方創生・まちつくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着

 国立等は提供できまってポーツを記したける地域の表
- 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進



スポーツを通じた国際交流・協力

○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー (SFT)事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献 (ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等)



スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

- 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の 安全・安心を脅かす事態に対応するため、
 - ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止
 - ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保
 - ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2.スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

スポーツを「つくる / はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに 柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

- ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通した、 多様な主体が参加できるスポーツの機会創出
- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す 指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成
- ◆デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、 新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

スポーツで「<u>あつまり、ともに、つながる</u>」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

- ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、 スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係 団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制 の強化
- ◆スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、 スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

- ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の 機会の提供
- ◆ 居住地域こかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・ 科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化
- ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保



今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策(第3期スポーツ基本計画 第3章)



① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上 体育の授業の充実、運動的活動改革の推進、女性・障害者・働く 世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等

④ スポーツの国際交流・協力

国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の 国際展開を促進するプラットフォームの検討 等

⑦スポーツによる地方創生、まちづくり

武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる 推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全 国での加速化、等

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等

② スポーツ界におけるDXの推進

先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル 技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等

⑤ スポーツによる健康増進

健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等

8 スポーツを通じた共生社会の実現

障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等

(1) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等

③ 国際競技力の向上

中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等

⑥ スポーツの成長産業化

スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープ ンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、 スポーツ団体の戦闘的経営を行う人材の雇用創出を支援 等

② スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ 仲裁・調亭制度の理解智能等の推進、教育研修や研究活動等を 通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

○ 国民のスポーツ実施率を向上

- ✓ 成人の<u>週1回以上のスポーツ実施率</u> を<u>70%</u>(障害者は<u>40%</u>)
- ✓ <u>1年に一度以上スポーツを実施</u>する 成人の割合を<u>100%に近づける</u>(障 害者は<u>70%を目指す</u>)

- **〜 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加**(児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%)
- → 子供の体力の向上

(新体力テストの総合評価C以上の 児童68%⇒**80%**、生徒75%⇒**85%**)

- ♀ スポーツを通じて活力ある社会を実現
 - ✓ <u>スポーツ市場規模15兆円</u>の達成 (2025年まで)
 - ✓ <u>スポーツ・健康まちづくり</u>に取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40%

- - ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童 生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
 - ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%
- - ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万 人の人々への裨益を目標に事業を推進
 - ✓ 国際競技連盟 (IF) 等役員数37人規模の維持・ 拡大

多様な主体におけるスポーツの機会創出(第3期スポーツ基本計画 第3章(1))



④ 大学スポーツ振興

■今後5年間に総合的かつ 計画的に取り組む施策

【現状】

「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」(平成 29 年 3 月文部科学省)の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところ。

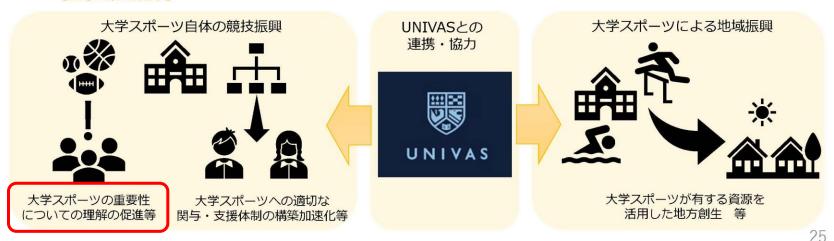
- ・大学スポーツアドミニストレーター (SA) の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- ・ 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組においても深化が必要な状況である。
- ・大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成31年3月に独立した民間団体として (一社)大学スポーツ協会(UNIVAS)が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的成果を上げていくことが期待されている。

本文該当記載 P.35~36

【今後の施策目標】

○ UNIVASと一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体 の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現 を目指す。その結果として、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

【主な具体的施策】



第3期スポーツ基本計画における「大学スポーツ」の記載内容



第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(1)多様な主体におけるスポーツの機会創出 ④ 大学スポーツ振興

[現状]

- ・ 「大学スポーツの振興に関する検討会議最終とりまとめ」(平成 29 年 3 月文部科学省)の提言等に基づき、以下のような施策を推進・実施してきているところである。
- ・ 大学スポーツアドミニストレーター(SA)の配置に取り組む大学をモデル的に支援し、SAの配置数は増加した。他方で、全国的にみると、大学スポーツに対して全学的に適切に関与する体制が整ったとは言えない状況にある。
- ・ 「大学スポーツによる地域振興」等に取り組む大学をモデル的に支援し、全学的な取組を推進した。他方、事例数がまだ少なく、個々の取組 においても深化が必要な状況である。
- ・大学横断的かつ競技横断的な大学スポーツの全国統括団体の創設を推進し、平成 31年3月に独立した民間団体として(一社)大学スポーツ協会(UNIVAS)が設立され、大学スポーツ振興に向けた国内体制が構築された。新型コロナウイルスの影響により思うように成果を出せない状況が続いていたが、最近具体的な成果を出し始めており、今後さらに、国と連携・協力して、具体的成果を上げていくことが期待されている。

[今後の施策目標]

UNIVASと一層連携・協力して、「する」「みる」「ささえる」といった面で大学スポーツ自体の競技振興を図るとともに、大学スポーツによる地域振興を促進し、「感動する大学スポーツ」の実現を目指す。その結果として、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの関心度の向上を目指す。

[具体的施策]

- ア 国は、「大学スポーツの振興に関する検討会議」(平成 28 年設置)等で議論し整理された、(1)大学スポーツの振興(①安全・安心な大学スポーツ環境の確立、②デュアルキャリアの推進、③大学スポーツの価値向上・認知向上)、(2)大学スポーツによる地域振興といった分野(大学スポーツ振興)について、UNIVASと連携・協力して、引き続き着実に取組を進める。
- イ 国は、大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大のため、大学スポーツの重要性について、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、広く大学関係者全体、特に大学トップ層の理解を更に促進する。
- ウ 国は、新型コロナウイルスの影響下での経験等を踏まえ、大学スポーツを振興する体制を更に全国の大学へ広げていくため、従前推進してきたSAの配置に加え、各大学の規模やミッションに応じた手法により、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築を加速化する。
- エ 国は、大学が地域における重要な存在として役割を担うことができるよう、先進事例の情報提供等により、大学スポーツが有する資源 (施設、人材、知的資源等)を存分に活用した地方創生を推進する。
- オ UNIVASは、国から独立した民間団体であることを前提とした上で、日本らしい大学スポーツの全国統括団体として、大学スポーツ振興 という目的を共有する国と連携・協力した取組を進めるよう努める。



2

国が大学スポーツを支援する理由

賛助会員等の募集

プラットフォームの形成に当たり、共有化するべき情報の検討 ガイドライン策定等に当たっての大学スポーツの実態調査 等

大学スポーツ協会(UNIVAS)創設に係る経緯

昨年度までの検討内容を受け、平成31年2月頃の組織設立に向けた具体的作業に取り掛かかっている。

	平成28年4月	大学スポーツの振興に関する検討会議(座長:文部科学大臣)スタート
方向		平成28年6月 日本再興戦略2016
性の		: 平成28年度中に設置に向けた方向性について結論を得る
方向性の確認	8月	中間とりまとめ(日本版NCAA(仮称)についてはタスクフォースで検討)
	平成29年3月	最終とりまとめ(平成30年度中の創設を目指す)
=里		平成29年6月 未来投資戦略2017
対題の		: 平成30年度中の創設を目指す
対応策の検討	平成29年9月	日本版NCAA創設に向けた学産官連携協議会 発足 (日本版NCAAの制度設計、機運醸成へ)
	平成30年3月	日本版NCAA設立準備委員会の委員公募開始
実題	7月	日本版NCAA設立準備委員会の立上げ ※10月に正式名称が「一般社団法人 大学スポーツ協会(略称:UNIVAS)」に決定し、 大学スポーツ協会設立準備委員会へと名称変更
実題解決		【具体的作業】 定款及び事業計画の作成、設立登記

平成31年2月頃

大学スポーツ協会(UNIVAS)創設(目標)

大学スポーツが持つ潜在力①

スポーツ

大学は豊富なスポーツ資源(学生アスリート、研究者、指導者等の人材や施設等)を持っており、健康の増進、学生の人格の形成やリーダーシップ等の専門的能力の向上、地域コミュニティの形成等に寄与する力がある。

総合型地域スポーツクラブとしての活動

武蔵丘短期大学(埼玉県吉見町)は、総合型地域スポーツクラブにおいて、大学の体育館等を活用して、「子ども運動教室」や、「健康ゴルフ教室」を企画・運営し、学生らがボランティアで協力している。



大学スポーツ施設の地域への解放

同志社大学(京都府京都市)が出資して設立した(株)同志社エンタープライズが運営する「継志館フィットネス」において、同大学が持つプールやジムを一般開放。学生がトレーナー等の役割を担っている。



学生のスポーツボランティア活動

鹿屋体育大学(鹿児島県鹿屋市)は、「学生スポーツボランティア支援室」を設置し、地域でスポーツボランティア活動を円滑に出来るような「派遣支援」と、実践的な指導力が改善できるような「学習支援」に取り組んでいる。





スポーツ科学研究の社会還元

立命館大学の「BKC健康スポーツコモンズ」では、流水プールを用いたリハビリ施設、超音波スピーカー、着るだけで心拍数を計測できるスマートウェア等、大学における研究成果等の知的資源を活用している。



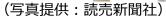


大学スポーツが持つ潜在力②



大学スポーツは、母校への誇りや愛着、地域の一体感を醸成する大きな力を持っている! また、「観る」スポーツとしての価値も高い。







(写真提供:東京六大学野球連盟)



日本の大学スポーツの現状①



一方で、運動部活動は、学生を中心とする 自主的・自律的な課外活動とされ、大学の 関与は限定的な場合が多い。

日本の大学スポーツの現状②

大学スポーツに係る安全性が十分担保されているとは言いがたい状況。

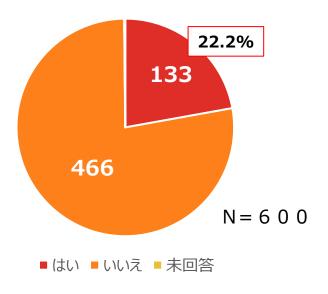
- ▶ 現状では、大学における運動部活動の死亡事故や事件の発生の際の対応について規則を定めている大学は約33%、運動部活中の事故に対応できるよう医療機関と提携している大学は約22%にとどまる。
- ▶ 運動部活動は課外活動と捉えられ、運営が各団体に委ねられていることから、事件・事故の場合の対応が迅速ではない、責任体制が不明確等の問題が指摘されている。

【運動部活動中の死亡事故や運動部学生の違法行為(※)が発生した場合の規則の策定状況】

※未成年者の飲酒、薬物の使用等



【医療機関と提携状況】



出典:平成29年大学スポーツの振興に関するアンケート調査(スポーツ庁)

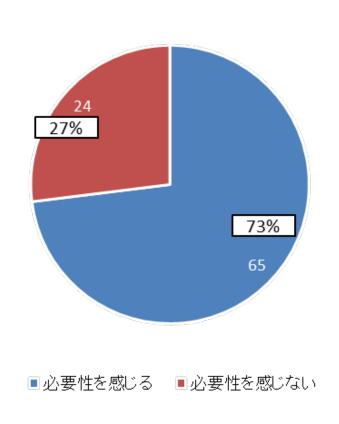
スポーツ庁

日本の大学スポーツの現状③

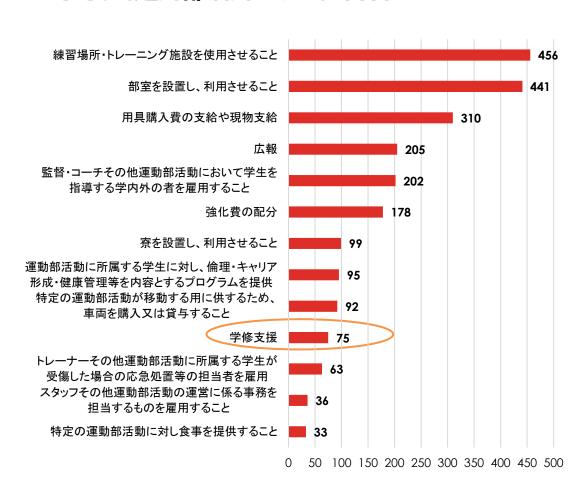
- ▶ 73%の大学が運動部学生に特化した学習支援が必要と感じている。
- ▶ 一方、運動部活動への支援として学修支援を行っている大学は少ない。

運動部学生に特化した学習支援の必要性

大学として運動部活動への支援内容 (N = 500 複数回答)



出典:スポーツ・クラブ統括組織と学習支援・キャリア形成支援に関する調査 ((公財)全国大学体育連合、平成27年)



出典:平成29年大学スポーツの振興に関するアンケート調査(スポーツ庁)

日本の大学スポーツの現状④



- ・学生アスリートの学業環境への支援
- ・運動部の運営(指導者確保、責任体制、事故・事件時の対応 活動資金の確保)
- ・大学の教育・研究との連携
- ・学生競技連盟間の連携

等の課題が山積み。

抜本的な改革が求められる。

日本の大学スポーツの現状⑤



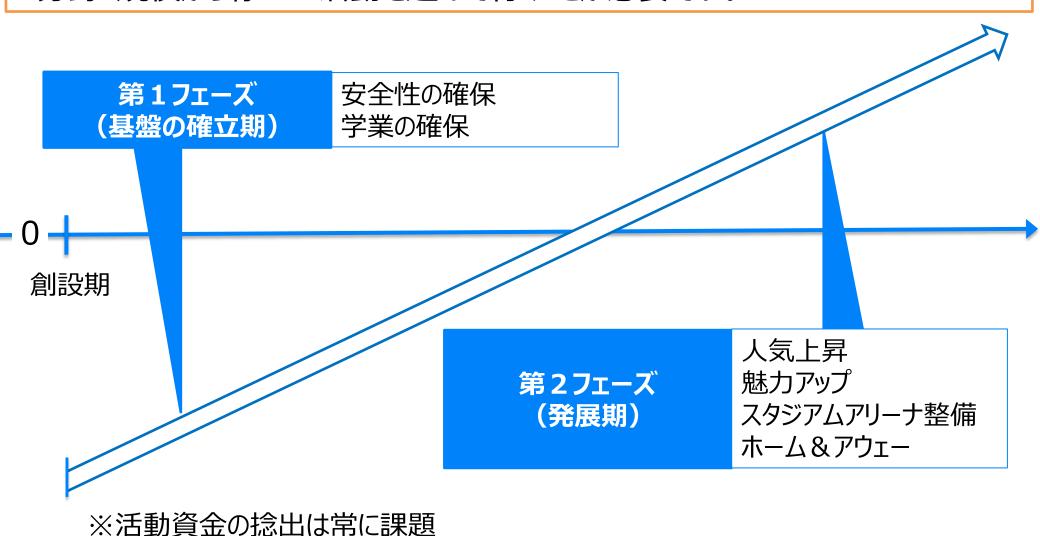
- ・個々の大学では対応が難しい課題、複数の大学で連携して取り組むべき課題がある。
- ・個々の学生競技連盟では対応が難しい課題、複数の学生競技連盟で連携して取り組むべき課題がある。

大学スポーツ全体を総括し、その発展を効果的に推進する 大学横断的かつ競技横断的組織(日本版NCAA)が必要

日本版NCAAの事業構想フェーズ(イメージ)



日本の大学スポーツの長い歴史や既存の組織の活動を尊重し、実行可能な分野・規模から徐々に活動を進めて行くことが必要です。



近年の大学スポーツを取り巻く状況



▶ 大学スポーツ協会(UNIVAS)の創設以降、 各大学の安全安心な体制整備、ガバナンスの強化に対する取組等は着実に実施



しかしながら、一部の大学において、大学スポーツにおける不祥事が発生

例えば・・・

安全面での配慮が不十分な練習を行い、部員が救急搬送される事態が発生。 不適切な言動が確認された指導者は退任することとなった 等



- ▶ 大学において不祥事が発生した場合、迅速かつ適切な対応をとらなければ、被害者の被害回復が遅れ、周囲の学生を含め影響が拡大し得る。また、大学側の管理運営体制そのものに疑問が呈され、その社会的信用が大きく毀損されることに繋がりかねない。
- ▶ 各大学の安全安心な体制整備やガバナンスの強化に対する取組について、国としてUNIVASと連携・協力しながら、引き続き進めていく必要がある。



3

大学スポーツ協会(UNIVAS)の概要

一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)について ①組織

組織概要

■名 称: 一般社団法人 大学スポーツ協会

Japan Association for University Athletics and Sport (略称: UNIVAS)

■設 立: 2019年3月

■会員数: 225大学(2025年4月末時点)

■所在地: 東京都千代田区九段北4-2-9 私学会館別館第二ビル3F

■役 員:

UNIVAS

代表理事 会長

福原 紀彦 中央大学法科大学院 教授 前中央大学学長

副会長

川原 貴 一般社団法人女性アスリート健康支援委員会 会長

有森 裕子 公益財団法人日本陸上競技連盟副会長

常務理事 事務局長

筱﨑 隆広

理事

伊坂 忠夫 学校法人立命館 理事・副総長

石井 隆憲 日本体育大学 学長

伊藤 亮介 TMI総合法律事務所 パートナー弁護士 岩田 史昭 公益財団法人日本スポーツ協会事務局長

梅村 清英 学校法人梅村学園 総長・理事長

大澤 英雄 学校法人国士館 理事長 大橋 節子 IPU 環太平洋大学 学長 冲永 寛子 帝京平成大学 学長 奥田 俊博 九州共立大学 学長

国吉 誠 公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 会長

小林 至 学校法人桜美林学園 常務理事

監事

生田 圭 弁護士 大塚 則子 公認会計十

専務理事

池田 敦司 仙台大学 教授

執行理事

境田 正樹 TMI総合法律事務所 パートナー弁護士

友添 秀則 環太平洋大学体育学部 教授

芝井 敬司 学校法人関西大学 理事長

田中 愛治 早稲田大学 総長

内藤 雅之 公益財団法人全日本大学野球連盟 常務理事兼事務局長

寳金 清博 北海道大学 総長

丸山 悟 学校法人日本福祉大学 理事長

三宅 仁 平成国際大学 教授 矢口 悦子 東洋大学 学長

山田 清志 学校法人東海大学 理事

名誉会長

鎌田 薫 国立公文書館 館長

顧問

川淵 三郎 一般社団法人日本トップリーグ連携機構 会長

小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所 理事長 松浪 健四郎 学校法人日本体育大学 理事長

一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)について②事業

活動指針

「大学スポーツの振興」を果たすには大学スポーツに関わる人々、「大学スポーツ参画人口の拡大」が必要である。 UNIVASは「する・みる・ささえる」の3つの関わり方を念頭に、大学スポーツ学生の増大・大学スポーツを応援する 人々の開拓・大学スポーツを支援する体制の整備に取り組んでいる。

大学スポーツの振興

- ・学生アスリートが生き生きとして スポーツと学修に取り組む
- ・大学・競技団体が更なる発展を遂げる。

大学スポーツの参画人口の拡大

・大学スポーツに関わる人々を性別 や障がいの有無等に関わらず平等に 増やしていく。

スポーツを 体験する

大学生活においてスポーツする学生を増やす活動

・ 運動部員数の拡大に向けて、 学業面 ・ 安全安心な環境面での支援を充実させる。

スポーツを 応援する

大学スポーツを観戦、応援する人口を増やす活動

・ 自らの大学を応援する風土づく り ・父兄、 OBOGや地域住民を中心にファンを 創出する。

スポーツを 支援する

アスリートと運動部活動への支援を強固にする活動

・ 大学による統括、支援・スポーツ医科学研究成果の現場への還元・産学連携を 推進する。

活動

安全安心な 環境確立

UNIVAS安全安心認証(SSC)制度 UNIVAS大学スポーツ再開ガイドライン 試合への医療従事者の配置

デュアルキャリア 形成支援

デュアルキャリアオンラインセミナー キャプテン、マネージャー対象研修会 入学準備プログラム

大学スポーツの 認知拡大

競技横断UNIVAS CUP開催 試合動画の無料配信 年間表彰制度「UNIVAS AWARDS」

ガバナンス

強化

全国研修会の年次開催 コンプライアンスの強化に向けた事例集 の発刊とオンライン研修会の開催

DX推進

運動部学生データ管理システムの開発 登録学生に対するオンラインサービス プログラムの提供

地域貢献の 推進

「大学スポーツ統括業務手引書」発行 大学スポーツ管理者に対する研修会開催

パートナー



MS&AD

MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社

河合塾グループ 株式会社 KEi アドバンス

株式会社KEIアドバンス

令和6年度の主な事業内容について

大事項	事業内容
学業充実・デュアルキャリア形成施策の推進	大学スポーツ 管理者・指導者セミナー2024の開催
	学習支援プログラムの提供
	デュアルキャリア形成支援プログラムの提供(キャリア相談窓口
	デュアルキャリア形成支援プログラムの提供(社会人基礎力養成研修)
	デュアルキャリア形成支援プログラムの提供(デュアルキャリア形成セミナー)
安全安心なスポーツ環境整備の推進	UNIVAS安全安心認証(SSC)制度の普及啓発・認証
	UNIVAS相談窓口の設置・運用
	UNIVAS CUP安全体制支援制度
	UNIVAS安全安心ガイドラインの啓蒙活動(安全安心セミナーの開催)
大学スポーツ認知拡大の推進	競技横断型大学対抗戦「UNIVAS CUP 2024-25」の開催
	スポーツセーフティネット制度の提供
	試合動画(UNIVAS CUP等)の配信
	年間表彰「UNIVAS AWARDS 2024-25」の実施
大学スポーツファン拡大と組織化推進	運動部学生データ管理システム「My UNIVAS」の開発・提供
	動画配信アプリ「UNIVAS Plus」の開発・提供
会員組織運営のサポート推進	コンプライアンス研修会の実施(オンライン研修会)
	コンプライアンス研修会の実施 (講師派遣研修)
	コンプライアンス研修会の実施(学生向けショート動画の提供)
UNIVASの認知浸透に向けた広報活動	SNSを活用した情報発信 (大会情報、大会現地取材、学生インタビュー、UNIVAS事業案内等)
	学生による広報活動(UNIVAS STUDENT LOUNGE(略称U.S.L.))
	フォトギャラリーの展開
組織基盤の整備	会員の開拓と維持
	代表者懇談会の開催
	情報共有会
地域貢献の推進	委託事業「感動する大学スポーツ総合支援事業」の実施

【参考】 国公私立大学数:813校(R6.5月1日現在)(そのうち、運動部を保有する大学数:約400校) UNIVAS加盟大学数:222校(R7.4月1日現在) 安全安心認証大学数:34校(R7.4月1日現在)



UNIVAS Safety and Security Certification」(UNIVAS SSC)制度の概要

1 名称

安全安心認証「UNIVAS Safety and Security Certification」(UNIVAS SSC)制度

2 概要

- 1) UNIVASが策定した「UNIVAS安全安心ガイドライン」の取組項目を「評価基準」として 設定
- 2) 会員大学および競技団体は、「評価基準」を充足することで「安全安心認証 (UNIVAS SSC)」を取得
- 3) 「UNIVAS SSC」を取得した会員大学および競技団体には、補償が自動付帯 ※自動付帯される「SSC補償制度」
 - ①体制整備プログラム 不祥事が発生した際に必要な原因調査・現状復帰の費用に対する補償 ②賠償プログラム
 - 試合練習における事故怪我に関して、損害賠償を請求された際の補償

3 目的

「UNIVAS SSC」を通じてコンサルティングする事によって、大学および競技団体の安全安心に係る環境整備を促進する

4 取得費用及び補償費用 無料

5 対象

UNIVAS加盟の大学・競技団体

6 手続き

1) 評価依頼

加盟大学・競技団体よりUNIVAS宛てに「評価申請書」を提出

2) 文書評価、現地調査

「事前調査票」を作成し、認証評価機関による文書評価、現地調査を実施 (認証基準に満たない場合は、改善の支援を行い、再度評価を行う)

3) 評価報告

認証評価機関よりUNIVASへ文書評価、現地調査の結果報告

4) 認証承認

認証評価機関からの評価報告を基に、安全安心委員会にて認証の判定・承認

5) 安全安心認証(UNIVAS SSC)の付与 加盟大学・競技団体に対して認定証を発行しUNIVAS SSCの付与を行い、HPで公表



7 「UNIVAS SSC」の評価項目

リスク全般	運動部を取り巻くリスク全般の洗い出し	
	運動部の事故のリスク全般に対応するための、担当者の配置	
事故情報の共有	運動部での活動中に発生した事故情報の報告に関する基準を設け、情報収集、集約のスキームの構築	
予防措置	運動部の学生、指導者、事務局職員から施設・設備・用具の破損、危険性に対する改善要望が上がってきた場合の対処	
保険	運動部の学生、指導者の保険加入状況(加入の有無と加入保険の補償 範囲把握)の確認	
文書作成	運動部の事故防止に関する安全管理意識の向上を図るための、マニコ アルや啓発文書等の作成	
研修	運動部の指導者に対する安全管理意識の向上を図る研修	
	運動部の学生に対する安全管理意識の向上を図る研修	
事故情報の共有	運動部の学生、指導者、事務局職員等に対して、安全管理や事故情報 などの提供	
責任体制	事故発生時の責任体制の明確化	
再発防止	運動部の活動中に発生した事故の原因究明・再発防止策	
ハラスメント防 止体制	運動部に適用可能なハラスメント防止に関する文書等を作成し、運動 部の学生、指導者、事務局職員に対して研修の実施	
	ハラスメントに関する相談窓口(内部、外部何れも可)を設置し、運動部の学生、指導者、事務局職員に対して、いつでも利用できるような環境の構築	

8 プレ診断の提供

- 1) 本申請と同じ内容で文書評価、実地調査を実施し、結果をフィードバックする「プレ診断」を提供
 - 2) 「プレ診断」の結果を以って、UNIVAS SSCを取得することも可能

審査に合格すると「安全安心認証(SSC)」と補償制度が取得できます。

※初回の審査料(認証は3年間有効)及び補償料は全額UNIVAS負担です

① 安全安心認証 (SSC)



安全安心認証マーク

② UNIVAS SSC補償制度

体制整備プログラム

安全・安心の体制整備

不祥事があった際のブランドイメージ回復費用 (記者会見の実施や第三 者委員会の調査に要した 費用等)のバックアップ



上限1会員1事故300万円

賠償プログラム

重篤事故に対する 迅速な救済・補償

指導者が大学スポーツに おける業務中に、第三者 の身体に障害を負わせた 場合に被る損害賠償責任 に対してのバックアップ



上限1名1億円、1事故3億円



UNIVAS SSC補償制度の概要

①体制整備プログラム

- 安全安心認証取得の大学及び競技団体に所属する選手や監督等の「大学スポーツ関係者」による、安全安心ガイドラインに反する不適切な行為が 発生した場合の再発防止に向けた体制整備をサポートします。
- 組織のガバナンス体制見直しやコンプライアンス体制強化等に係る指導、助言及び体制整備支援を行うために費やした費用を損害保険でバックアップします。

項目	内容
補償の対象者 (被保険者)	安全安心認証取得の会員大学及び競技団体
対象となる事故	以下の者による、大学スポーツ活動中における以下の「不適切な行為」を対象事故とします。 <事故の原因者> 1. 安全安心認証取得会員に所属し、UNIVAS定款第3条に定める大学スポーツに取り組む学生 2. 安全安心認証取得会員の運動部の部長、監督、コーチ及びサポートスタッフ等、大学スポーツ関係者 (但し、役員(会長、理事長、理事等)は対象外) <不適切な行為> 1. 暴力、暴言、脅迫及び威圧等競技の範囲を超えて身体的・精神的苦痛を与える行為 (パワハラを含む) 2. 不快感を与える性的な言動(セクハラを含む) 3. 差別、義務のない行為の強要、試合の不正操作、ドーピング等、大学スポーツ における正当又は健全な活動を、直接又は間接的に妨害する行為 4. その他、大学スポーツに関連して行われる違法行為、加盟団体規則違反行為又はそれらに準じる社会規範に照らして不適切な行為 5. 大学スポーツ中の事故で学生等が重篤な事故に遭い、死亡又は後遺障害を負った場合
保険金の種類	組織のガバナンス体制見直しやコンプライアンス体制強化等に係る指導、助言及び体制整備支援を行うために費やした費用を保険金の対象とします。
保険金額	1会員・1事故あたり、「300万円」が上限となります。

UNIVAS SSC補償制度の概要

②賠償プログラム

• 安全安心認証取得の大学・競技団体及び所属する指導者が、「大学スポーツ」中の業務遂行に起因して、第三者の身体に障害を負わせた場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害等に対して保険金をお支払いします。

項目	内容
補償の対象者 (被保険者)	1. 安全安心認証取得の会員大学および会員競技団体2. 安全安心認証取得の会員大学の運動部の部長、監督、コーチ及びサポートスタッフなどの 大学スポーツ指導者 (但し、役員(会長、理事長、理事等)は対象外)
対象となる事故	UNIVAS定款第3条に定める「大学スポーツ」中の業務遂行に起因して第三者の身体に障害を負わせた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することとなった事故を対象事故とします。
保険金の種類	法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害賠償金や訟争費用等を保険金の対象とします。
保険金額	被害者1名あたり「1億円」、1事故あたり「3億円」を限度に補償します。



一般社団法人大学スポーツ協会

定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人大学スポーツ協会と称する。
 - 2 英語では、Japan Association for University Athletics and Sport(略称 UNIVAS) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大学スポーツ(大学の教育、研究又は社会貢献の一環として行われる 学生の競技スポーツ若しくはこれに類するものとして理事会で決定したスポーツ をいう。以下同じ。)を総合的に振興し、学生の誰もが学業を充実させながら安全 に競技スポーツを実践するための基盤的環境を整備するとともに、地域に根差す 大学スポーツの多様な価値を高め、我が国の力強い発展と卓越性を追求する人材 の輩出に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 大学スポーツに取り組む学生(大学入学予定者を含む。) の学業の充実を図るための事業。
 - (2) スポーツの価値やスポーツを行う意義の普及及び啓発のための事業。
 - (3) 大学スポーツに取り組む学生のキャリア形成を支援するための事業。
 - (4) 大学スポーツに取り組む学生が安全に、かつ、安心して大学スポーツに取り 組める環境を整備する事業。
 - (5) 大学スポーツの振興並びに大学スポーツに取り組む学生の学業、安全及び健康に関する研究調査、情報提供及び広報の事業。
 - (6) 大学スポーツの指導者及びマネジメントに携わる者を養成するための事業。
 - (7) 大学スポーツに関する表彰事業。
 - (8) 大学スポーツに関する諸規約の制定。

- (9) 大学スポーツ振興のためのスポーツ大会の開催。
- (10) 放送等を通じた大学スポーツの広報普及。
- (11) 大学スポーツを通じた、又は大学スポーツに関わる資源を活用した地域及び 国際的な貢献と交流に係る事業の支援。
- (12) 大学内で大学スポーツの運営に携わる組織、並びに大学スポーツに関わる学生競技団体及び中央競技団体の活動を支援する事業。
- (13) 競技スポーツをはじめとするスポーツを実施する、観る又は支える学生を増加させるための事業。
- (14) 施設の管理、運営、整備及び賃貸。
- (15) 事業の遂行に必要な財源調達のための知的所有権の管理及び商標提供。
- (16) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、社員総会が別に定める憲章及び倫理規程に則り、事業を公正かつ適正 に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとす る。

第2章 会員

(法人の構成員)

- 第7条 この法人に次の会員を置く。
 - (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した大学、法人又は個人で下記にあたるもの
 - ①大学会員 大学(短期大学及び大学に類するものとして理事会が決定した 教育機関を含む。)又は大学を設置する法人
 - ②中央学生競技団体会員 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟又は登録する競技団体(準加盟又は承認に相当する競技団体を含む。)の学生競技団体(地域を代表するものは除く。)又は学生競技を直接に統轄する中央競技団体
 - ③個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で下記にあたるもの

- ①地区学生競技団体会員 前号により入会した中央学生競技団体に加盟又は登録する(準加盟又は承認に相当する競技を含む。)各地区の学生競技団体
- ②特別学生競技団体会員 中央学生競技団体会員及び地区学生競技団体会員に該当する団体を除き、社員総会において特に認めた学生競技団体
- (3) 連携会員 この法人の事業に協力又は支援するために入会したスポーツ関係団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

- 第8条 正会員、準会員又は連携会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入 会申込書により、申し込むものとする。
 - 2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程(以下「入会及び退会規程」という。)に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会 費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければなら ない。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 正当な理由なく2年間分以上会費等を滞納したとき。
 - (4) 当該会員を除く総正会員が同意したとき。
 - (5) 会員である団体が解散したとき。

(退会)

第11条 正会員、準会員及び連携会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第12条 会員が次の各号の一に該当したときは、本条第4項に定める理事会又は理事会及

び社員総会の決議を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) この法人の定款、憲章又は規則その他の規程に違反したとき。
- (2)職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処され、又は行政処分を受けたとき。
- (3) この法人の会費等を滞納し、かつ催告を受けてなお納付しないとき。
- (4) この法人又はこの法人の会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき。
- (5) その他の正当な事由があるとき。
- 2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。
 - (1) 戒告
 - (2) 定款その他の規定により会員に与えられた権利の停止
 - (3)除名(前項第3号に該当する場合を除く。)
- 3 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、決議の前に、理事会及び 理事会に先立ち懲戒案件を審査する委員会において、十分な弁明の機会を与えな ければならない。また、前項第3号に定める方法による場合は、当該会員に対し、 社員総会の2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その 決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。
- 4 懲戒は、第2項第1号又は第2号に定める方法による場合は理事会の決議により、また第3号に定める方法による場合は理事会の決議を経た上、社員総会において総正会員の半数以上であって、かつ総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって、これを決する。
- 5 会費等の滞納者に対しては、別に規則をもって定める請求手続により催告を行い、 催告後1年を過ぎてもなお納入がないときは、第2項第2号に定める方法による 懲戒を行う。また、次項に定める当該懲戒の通知後、1年を過ぎてもなお未納の 場合は、定款第10条第3号の規定により、会員資格を喪失するものとする。
- 6 第4項により懲戒が決議されたとき、又は前項により会員資格を喪失したときは、 会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知するとともに、別に 定める懲戒処分等の公示に関する取扱細則に従い、所定の事項を機関紙その他に 公示しなければならない。
- 7 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、規則 をもってこれを定める。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員 として権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れること ができない。 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

- 第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第15条 社員総会は、次の事項に限り決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 会員の懲戒
 - (5) 入会の基準及び会費等の金額
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
 - 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面又は電磁的 方法に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができな い。

(種類及び開催)

- 第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。
 - 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2)総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である 事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が 理事にあったとき。
 - 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発

せられない場合。

(招集)

- 第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
 - 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間 以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければなら ない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 20 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは否決とする。
 - 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定 める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順 に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人による議決権の行使)

- 第21条 社員総会に出席できない正会員は、副会長、専務理事若しくは常務理事又は他の 正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
 - 2 正会員である法人、大学又は団体の代表権を有しない役員又は従業員等が社員総会に出席して議決権を行使する場合は、社員総会運営規則に定める代理権を証明 する書面を提出するものとする。
 - 3 前2項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 22 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、 その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理 事会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等

(種類及び定数)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とし、複数名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。
 - 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
 - 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
 - 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された執行理事より、副会長、専務 理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副会長は3名以内、専務理 事は1名、常務理事は3名以内とする。
 - 5 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 6 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の 合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 7 監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
 - 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関

係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の 業務の執行の決定に参画する。
 - 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故がある とき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執 行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長 及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代 行する。
 - 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又 は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
 - 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権 限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
 - 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年 度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告 しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る 計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めると き、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があ ると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを

調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する 行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、その理事に対し、そ の行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員により選任された理事の任期は、前 任者の任期又は他の在任理事の任期の満了するときまでとする。
 - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 5 役員は、第25条第1項に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了 後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事として の権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の 2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び 費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開 示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第33条 この法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、 締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の 定める最低責任限度額とする。

(名誉会長等)

- 第34条 この法人に名誉会長1名を置くことができる。
 - 2 この法人に、顧問及び参与をそれぞれ複数名置くことができる。
 - 3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において任期を定めた上で、理事会の推薦に より会長が委嘱する。
 - 4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、名誉会長、顧問又は参与が 第35条第1項、第2項又は第3項に定める職務以外の職務を行う場合は、名誉会 長、顧問又は参与に対して、その職務の対価として報酬を支給することができる。
 - 5 名誉会長、顧問又は参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをする ことができる。

(名誉会長等の職務)

- 第35条 名誉会長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。
 - 2 顧問は、この法人の運営に関する事項について、会長の諮問に応え、会長に対し、 又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。
 - 3 参与は、執行理事が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べる ことができる。

(構成)

- 第36条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則等の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以 内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、そ の請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
 - 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、 監事が理事会を招集する。
 - 3 会長は、前条第3項第2号に該当する場合又は第4号に基づいて監事から会長に 招集の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があ った日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければな らない。
 - 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続 を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の 利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、 可否同数の時は議長の裁決するところによる。
 - 2 前項に規定する可否同数の時の裁決を除き、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 前条第1項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した ときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項の規定は、第27条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第47条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き 受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第48条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、及び基金の管理、基金の返還等の取扱い については、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第 49 条 この法人は、第 60 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、 基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第50条 基金の返還は、定時社員総会決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める 範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第51条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立

てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第52条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会 で定めた財産とする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第53条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
 - 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理 事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なけれ ばならない。
 - 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める 基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第54条 この法人の財産の管理・運用は、財務担当執行理事が行うものとし、その方法は、 理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第55条 この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに 会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。
 - 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度 が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第56条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を 作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その承認を受けた書類 のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第 1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けな ければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第57条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第58条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。
 - 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決 を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決 権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第60条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第61条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第62条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会 を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事、名誉会長、顧問、参与、会員及び学識経験者のうちから、 執行理事が推薦し、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第10章 事務局

(設置等)

- 第63条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第64条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事等の名簿
 - (4) 定款に定める理事会、社員総会等の機関の議事に関する書類
 - (5)役員の報酬等の規程
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び計算書類
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
 - 2 前項各号の帳簿、書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第65条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第66条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第67条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第68条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この法人の設立の日から1年以内に入会する中央学生競技団体会員は第7条第1項の 規定にかかわらず、法人格を有しない団体であっても、第7条第1項第1号に定める要 件に該当する場合は、理事会の承認を経て当該会員となることができる。
- 2 前項の規定により中央学生競技団体会員となった法人格を有しない団体がこの法人の 設立の日から3年内以内に法人格を取得しないときは、第10条の規定にかかわらず、 会員の資格を喪失する。

平成31年2月26日制定令和元年7月1日一部改定(第2条)



4

本事業の概要

スポーツ庁

「大学スポーツ」は、単に一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、多くの学生が大学スポーツを通じ社会的人 材の育成といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。

また、大学は素晴らしいスポーツ資源を有し、<u>大学スポーツを通じて地域社会の発展を支える存在として地域で重要な地位</u> を占めている。

本事業は、「大学スポーツ自体の振興」と「大学スポーツによる地域振興」とを総合的に支援するとともに、指導員の養成・ 確保を通じて**地域スポーツクラブ活動に貢献**するものである。

<事業内容> 事業実施期間

令和4年度~

大学スポーツ自体の振興 2,733千円

○大学スポーツ・ムーブメントの創出 (911千円×3大学)

学生の企画・運営で行われるホームゲーム(学内施設を 利用した国内外の大学との交流戦等)の実施を通じて、大 学スポーツを「する」学生のみならず、「みる」「ささえる」学生 を拡大することで、大学スポーツの価値・認知向上を推進す





地域スポーツクラブ活動への貢献 12,663千円

○大学生指導員の養成・確保に関する 実証事業 (1,809千円×7大学)

中学生年代への指導のあり方(例: コーチング、栄養、 スポーツ医学、心理学)について、外部有識者による研 修講義を開講するとともに、受講した学生が、卒業後も継 続して、地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築する





大学スポーツによる地域振興 46,206千円

○大学スポーツ資源の活用による地方創 (7,500千円×5大学、ほか)

大学が有するスポーツ資源(人材、施設、知識)を有 機的・複合的に活用し、自治体や協会、総合型地域ス ポーツクラブ等の地域の組織とも十分に連携・協力し、各 地域の現況に即した課題を解決する取組をモデル的に実 施・検証分析し、成果を全国に横展開する。



大学スポーツ統括団体活動支援事業

55,638千円

大学スポーツ全国統括団体として、大学スポーツ全体の価値をさらに向上させていく観点から、一般社団法人大学スポーツ協会 (UNIVAS) が実施する大学スポーツ振興のための普及啓発の活動の一部に対して補助する。

- ・大学スポーツ安全・安心認証の普及啓発
- ・相談窓口の設置
- ・大学スポーツにおける暴力・パワハラの防止等



担当:スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

令和6年感動する大学スポーツ総合支援事業(①大学スポーツ・ムーブメントの創出)



日時

競技

会場

対戦相手

観客動員数

チケット

主催

後援

協力

筑波大学

実施概要

2024年8月31日

女子パレーボール

洞峰公開 体育館

374人

有料

アルバータ大学(カナダ)

筑波大学体育スポーツ局

つくばエクスプレス/

つくば市/つくば市教育委員会/

一般社団法人つくばスポーツ協会

つくばセンター地区活性化協議会/ つくばまちなかデザイン株式会社 大規模

茨城県

① 大学スポーツムーブメント創出支援事業 1

大学スポーツムーブメント創出のための施策

施策1

地域の子どもたちを招待 地域のトップリーグチームとの連携

施策2

地域の小学生をエスコートキッズや小学生新聞記者として招待した。スコートキッズには、筑波大学パレーボール部のOB の奇附によりチケットがプレゼントされ32人の小学生が参加

した。新聞記者体験は、 2人参加し筑波大学新聞 の学生と一緒に取材と 原稿執筆を体験した。



つくばユナイテッドSun GAIAと連携し、会場内にて競技体験 エリアを設け、選手によるパレーボール体験会を行った。また、 ホームゲーム同日の午前中につくばユナイテッドSun GAIAの 公開練習を実施しホーム

公開課首を夫施しホーム ゲームへの集客誘導を 行った。



施策3

チケット・グッズの販売

今後も継続的なホームゲーム開催をしていくために、学内予算 に依存しない資金循環を目指し、チケット及びグッズを販売した。 チケットは席種に応じて700円~3,500円で販売し、94%のチ

ケットが購入された。会場でホームゲーム限定 グッズも販売し、収益はホームゲーム実施のために使用した。



スポーツムーブメント創出のために 意識したポイント

地域を巻き込み、ホームゲームへの参加機会を創出することを意 譲して、次の2点に取り組みました。まずは高校生のボランティ アスタッフ募集です。高校生が関われる機会の提供により「地域 とともに創る」運営を行いました。また、夏期休暇中の地域イベ ントでの広報により、SNSに依存しな

い集客を実現し、地域に根差した新たなファン層の開拓につながりました。

理工学群 社会工学類 佐久間 貴彦



つくば市 筑波大学 筑波大学学長 女子バレー部 スポーツ振興課 スポーツ施設課 職員:1名 学生:18名 職員 局長/次長/事務職員4名/ スポーツアドミニストレーター 4名 アルバータ大学 茨城県 女子バレー部 バレーボール協会 運営担当9名/演出担当10名/ 広報担当12名/制作担当3名/ 数昌:7名 審判派遣 ほか40人 学生:18名

筑波大学ホームゲーム「TSUKUBA LIVE!」



総括・継続実施に向けて

<地域社会への貢献>

ホームゲームを通して選手や運営学生、 地域の子どもたちがアルバータ大学の 選手たちと交流する機会を創出し異文 化理解のきっかけとなった。

ホームゲームの告知を1つの目的とし地 域行事に参加し、その成果として、地域 住民を集客することができた。今後も 地域住民とコミュニケーションを継続 的に行い、大学スポーツの価値向上と 地域社会への貢献を目指す。

<持続的な成長と人材育成>

学生主導の企画運営を通じて、学生の

リーダーシップ開発を目指し、スポーツ アドミニストレーターが中心となり学 生への指導・助言を行った。今後は、大 学の枠を超えた人材育成プログラムの 設計を目指す。

<収益源の多角化>

施設の規模に依存するチケット収入以 外における収益源の創出を目指し、 グッズ販売や映像制作、スポンサー護 得に向けての基盤を作り始めることが できた。今後はこれらを発展させてい き、自立した経済的な持続性の確保を 目指す。

準備期間	2ヶ月	
実施費用	1,821,684円	
運営スタッフ	教職員:12名 学生:45名	

話を聞いてみたい!

■筑波大学体育スポーツ局 bpes_admi@un.tsukuba.ac.jp

■特設ページ こちらを読み取りください



令和6年感動する大学スポーツ総合支援事業(②大学生指導員の養成・確保に関する実証事業)



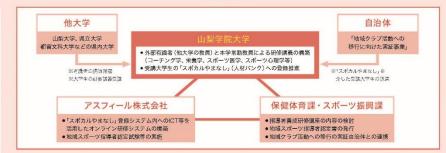
山梨学院大学

大学の規模

山梨県

② 大学生指導員の養成・確保に関する実証事業

運営体制図



実施におけるポイント①

山梨学院大学と山梨県教育庁保健体育科が緊密に連携して「部 活動改革」における山梨県の課題を共有し、実証自治体のニーズ を的確に把握して、やまなしスポーツ指導者の派遣を実現する。

実施におけるポイントク

所属大学の学修を妨げることなく、大学生がやまなしスポーツ指 導者になるための研修講義を受講できるように、ICTを活用した 養成システムを構築し複数の受講形式(面接と遠隔)を用意する。

山梨学院大学発 「やまなしスポーツ指導者」養成プロジェクト

実施概要と目的

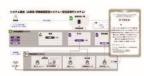
山梨県では、今後養成が必要なスポーツ指導者として「競技・活動 経験のある大学生」を想定し、スポーツ指導の専門性を有した大学 生の確保を課題としている。これに対応するため、山梨学院大学(以 下、「本学」) は山梨県教育庁と連携し本学に在籍する大学生を中心 にした山梨県内の大学生に対して、中学生年代への指導のあり方に ついての研修講義を開講し、「やまなしスポーツ指導者」として養 成・認定する体制を構築した。研修講義は、面接と遠隔(同時双方 向型とオンデマンド型)の形式を採用し、所属大学における学修を

妨げることなく受講できるように配慮した。また養成・認定した大学生スポーツ指導者が、人材バンク登録システム「スポカルやまなし」に登録することで、中学生へのスポーツ指導を求めている自治体(市町村等)との効率的なマッチングを実現した。マッチングが成立したケースでは、やまなしスポーツ指導者を中学生スポーツ活動現場に派遣して実際のスポーツ指導に携わらせ、指導を受けた中学生、学校や自治体関係者等からのフィードバック情報を基に、大学生指導員養成を図る本事業の成果と課題について検証した。

大学生指導員の養成・確保にあたるフロー

● やまなしスポーツ指導者認定システムの構築

研修講義は面接と遠隔(同時双方向型とオンデマンド型)のいずれかの形式で受講するものと した。各研修講義受講後にオンライン上で「理解度テスト」の受験を課し、全間正解を条件に 当該研修講義科目の履修が完了するものとした。全ての理解度テストに合格した場合、修了 認定証が自動発行されるシステムを構築した。



② 研修講義の実施

教育活動の一環として実施されてきた学校部活動の教育的意義を踏まえ、中学生へのスポーツ指導を実施する際に、指導者が最低限備えるべきであると考えられる知識・技能を取り上げた研修講義(90分間)を10科目選定して実施した。また講義後には理解度テストを課して、適切な受講が行われたかを確認した。



❸ 自治体とのマッチングと契約・派遣

山梨県が構築した地域クラブ活動等人材パンク「スポカルやまなし」を活用して、やまなしスポーツ指導者として認定された大学生と自治体(市町村)等とのマッチングを行った。マッチングが成立した場合には、両者間で派遣に係る具体的な連絡・交渉を迅速かつ直接的に実施し、契約等を締結して実際の派遣につなげた。



◆ やまなしスポーツ指導者の自治体での指導と効果検証

やまなしスポーツ指導者を自治体等に派遣して、中学生を対象としたスポーツ指導を実践した。 指導を受けた中学生、指導した大学生、および派遣先の市町村関係者にアンケートやインタ ビューを実施し、やまなしスポーツ指導者の質的保証に必須の要件について定量的・定性的 評価を加えて、本事業の成果と課題を検討した。



実証事業の検証・評価

本事業では、「部活動改革」における課題の 一つ、中学校教員に代わる「指導人材の養 成・確保」について、量的・質的保証に資する 仕組みを構築することを目指した実証的検 討を行った。面接と遠隔形式の10回の研修 講義と、受講後の理解度テストを組み合わ せて、スポーツ指導を行える人材を認定する システムを構築できた。その結果、本事業期 間内の短期間に45名の大学生が「やまなし スポーツ指導者」として認定され、指導人材 の量的確保に大きく貢献する可能性が示さ れた。また養成されたスポーツ指導人材と市 町村(コーディネーター、学校、地域クラブ 等)とをオンライン上で効率的にマッチング する仕組み「スポカルやまなし」を活用する と、派遣に係る詳細な連絡・調整に要する時 間を大幅に短縮する効果が期待できること も確認された。これらの適用は、対象が大学 生に限定されるものではなく、様々な人々を 対象にしたマッチングの際にも有用な取り 組みであると思われた。

やまなしスポーツ指導者の自治体への派遣 効果を、指導を受けた中学生へのアンケート、指導した大学生および派遣先の市町村 関係者へのインタビューを通して検討した。

その結果、指導を受けた中学生からは、指導 された内容や方法に対する満足度が高く、 今後も大学生からの指導を受けてみたいと 感じているなど、肯定的な評価をしているこ とが明らかとなった。しかしながら、短期間 の研修講義のみで養成された指導者は、実 際のスポーツ活動場面における中学生に対 する指導経験に乏しく、指導経験不足によ る弱点を露呈しやすいという課題もインタ ビューから示唆された。特に、コミュニケー ションスキル等の汎用的能力の不足が顕著 であり、これが指導の質に悪影響を及ぼす 可能性が示唆された。このような課題を解 決するためには、養成段階で対人スキル等 に関する実習研修を導入し、継続的で長期 的な実地指導機会を確保することなどが必 要と考えられた。

これらを踏まえると、ICTを活用した効率的 養成によるスポーツ指導者の「量的確保」 と、効率性を追求し過ぎると育成しにくい対 人的な汎用的能力を備えたスポーツ指導者 の「質的保証」のパランスを保ちつつ、「部活 勤改革」における「指導人材の養成・確保」を 図っていくことが極めて重要であると考えら

事業の振り返り/総括

面接・遠隔形式の研修講義と、理解度テストを組み合わせ、「やまなしスポーツ指導者」を養成・認定するシステムを構築した。スポーツ 指導人材の育成確保という機点からは一定の成果があったと言える。しかし養成された 指導者の質的保証を図るためには、実際のスポーツ指導用場での経験を積み、個性豊かな 中学生に対応するための対人スキルを向上さ せることが不可欠である。そのため、大学生 指導員の養成・確保に関する実証事業では、より長期的な介入期間を設定し、その効果評価をする必要がある。また養成段階では、ICT等を使った効率的な調義に加え、対面型 の実習や演習等を組み合わせて実践のスキルを強化することが重要と考えられる。

ほを問いてみたい!

■山梨学院大学 学事センター スポーツ科学部事務室

【メールアドレス】 iss-info@c2c.ac.jp

令和6年感動する大学スポーツ総合支援事業(③大学スポーツ資源の活用による地方創生)

立命館大学

大学の規模 大規模

エリア 滋賀県 ③ 大学スポーツ資源を活用した地域振興モデル創出支援事業



実施した具体的な事業

[地域課題 24.8]

「びわこ・くさつWell-beingコンソーシアム」×「多様な学生参画プロジェクト」 を通じた地域のスポーツ推進ならびに多世代で交流できる 健幸コミュニティ創出モデル事業

実施概要と目的

立命館びわこ・くさつキャンパス (BKC) の拠点である草津市を 中心に地域課題の解決、健幸増進、コミュニティ創出を含む地域 全体のWell-being推進へと総合的、有機的に繋げられるよう草 津市および地域の関係団体、連携企業で構成する産官学地域連 携による「びわこ・くさつWell-beingコンソーシアム」を形成し、 持続的に地域の課題解決に取り組む。また、各事業へ多様な学 生が参画する仕組みを作り、地域の未来を作る役割が期待され る学生が主体性を育み自発的に活躍し成長を遂げていき、「産官 学地域連携コンソーシアム」x「学生参画プロジェクト」により「産

官学地域による価値共創」「次世代を担うスポーツ人材を地域と 共に育むこと」を目的とした学生参画プロジェクトの推進を図り、

- ①地域のスポーツ推進に寄与する「立命館スポーツアカデミー」
- ②BKCウェルカムデー等での多世代交流型スポーツ体験イベント
- ④応援文化醸成による地域活性化に向けた「スポーツ応援キャン

地域が抱える課題

対象地域: 滋賀県草津市

- ①県全体におけるスポーツ実施率が全国平均より低い
- ②教師に代わる部活動の指導者確保、派遣
- ③成人の運動・スポーツの実施率向上
- ④ 指導者の資質向上、高齢化、若い世代の指導者育成
- ⑤ 年齢、障害、ライフスタイル関わらずスポーツを楽しめる機会
- ⑥ スポーツを通しふれあえる多世代交流の場、健幸コミュニティ創出
- ⑦ 親子で参加できる運動機会の創出
- (8) 子どもたちが運動の楽しさ、体を動かす喜びを体験できる機会創出

以下、4つの事業を展開。

- の展開
- ③派遣型「立命館Well-being (健幸増進) プログラム」の実施

大学スポーツ資源

- ①立命スポーツ編集局、体育会本部、ReLIVE実行委員の学生
- ② びわこ・くさつキャンパス (BKC) の各スポーツ施設
- ③ 大阪いばらきキャンパス (OIC) OICフィールド
- ④ 体育会クラブ (クラブ)、サークル等の登録団体の学生、コーチ
- ⑤ 本学スポーツ健康科学研究所
- ⑥ BKCスポーツ健康コモンズによるスポーツ・健康プログラム
- ⑦立命館トレーナーズチーム

「立命館スポーツアカデミー」の展開 次世代を担うスポーツ人材、科学的知見を備えた指導者を地域 と共に育成することを目的に、WEB研修6講義(理論)、コオー ディネーショントレーニング教

地域のスポーツ推進に寄与する

室での指導機会(実践)を往還 するプログラムを展開した。 R5年度の受講生を中心に4月 より継続的に陸上、ラグビー教 室を実施。



事業2

[地域課題 ①35678]

立命館大学BKCウェルカムデー等での 多世代交流型スポーツ体験イベント

大学・自治体・連携企業と産官学地が一体となり、運動機会の創 出をはじめとした多種多様な「スポーツ」「健康」に関するスポー

ツ体験企画を実施。多世代の 交流、親子で参加できるスポー ツ体験において延べ7.200人 以上の市民がスポーツで Well-beingを感じる機会を創 出した。



事業3

事業1

[地域課題 5 6 8]

事業4

[地域課題 5.6]

応援文化醸成による地域活性化に向けた 派遣型「立命館Well-beingプログラム」 「スポーツ応援キャンペーン」

コンソーシアムで形成された産官学地のネットワークを活用し、 体力測定、健康セミナー、運動プログラムなどを組み合わせた

立命館オリジナルのWell-being プラグラムを展開。ニーズに基 づき高齢者福祉施設、近隣小学 校に学生を派遣し地域の健幸増 進に貢献する機会を創出した。



アメフト甲子園ボウル、富士山女子駅伝、アイスホッケー立同 戦において応援団・チアリーダーのみならず一般学生および地

域住民が一緒に会場で応援で きる機会を提供。スポーツへ の興味関心の促進、地域活性化 につなげ学生、校友・地域が一 体となった応援文化を醸成を 図った。



実施体制図

立命館大学が主体となり進める地域のWell-being推進を目的としたコンソーシアム

自治体 滋賀県 草油市 地域課題の共有 現和性のある 事業への応り 大学智道を学用した 関係機関への接続 各自治体の課題解決 策の提案、実施

自治体関連団体 合同会社草津市スポーツ振興事業体 草注市コミュニティ事業可 プログラムの任何

立命館大学 「正常能大了」

●宣言指述で、平百余クラブ(三、BKC配()つうプ)。 宣言を大アAVA

●宣言指述で、平百余クラブ(三、BKC配()つうプ)。 宣言を大アAVA

●宣言を大学で、Rev July できるが、中心・資子・大切を指す。 深めて深いて言言大学を ●宣言を大学のというで、一定では、「一定では、」」

「「一定では、」」

「「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、」」

「「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、」」

「「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、」」
「「一定では、「一定では、「一定では、」」
「「一定では、「一定では、「一定では、「一定では、」」
「「一定では、」」
「「一定 【受理企業(保護指貨幣)】
●(株) クレオテック ●HOS(株) ●(一社) びわこウェルピーイングコミュニティ事業 スポーツ観戦者数の向上 スポーツ人材の交流 スクール事業の共催

スポーツ団体 企業 (プロスポーツチーム) アシックスジャバン(株) 滋管レイクス 大塚製革(株)

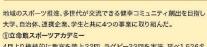
連携ポイント・意識した点

地域の親子が気軽に参加できる スポーツ体験企画でWell-being を感じていただきました。

立命館大学 総務部BKC地域連携課 西村 直也

学生主体で実施する環境を整え、 子どもたちが陸上競技を通して 体を動かせる機会と体験の場を 創出しました。

株式会社クレオテック RKC事業部スポーツ・文化事業課 課長 飛川 亜希子



4月より継続的に教室を陸上22回、ラグビー32回を実施。延べ1.526名 の小中学生がアカデミー生から指導を受けた。

②多世代交流型スポーツ体験

ウェルカムデー、健幸フェア等で延べ7,200人以上がスポーツ体験。(図1) ウェルカムデーでは親子の参加率82%、(図2)参加者満足度90%。

(図1) 多世代交流型スポーツ体験イベント参加者

イベント名	企画内容	参加者数(名)
みんなの健幸フェア	モルック体験 BKCスポーツ健康コモンズレッスン体験 (4公面)	362
アクアフェスティバル	飛込競技のエキシビジョンと体験会	51
BKCウェルカムデー	スポーツ・健康企画(24企画)	6,725
Home Game連動企画	スポーツ体験、ファンミーティング	99
	のべ参加者数	7.237

結果・成果・振り返り

③派遣型Well-beingプログラム

参加高齢者の週1回以上の運動継続意識が76%と前年比6%向上。 ④スポーツ応援キャンペーン

アメフト甲子園ボウル学内企画で本学学生800名が会場で観戦。

富士山駅伝企画には93名が現地で校友と共に応援。

アイスホッケー立同戦企画では405名が来場。一体となり応援文化が醸成 を図った。

(図2) 来場者年齢 ※回答数1,165 50代 64人 5%

話を聞いてみたい!

■スポーツ強化オフィス bkcsport@st.ritsumei.ac.jp

■特設ページ

こちらを読み取りください





5

本事業における"委託事業"について

令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 公募要領

1 事 業 名

感動する大学スポーツ総合支援事業

2 事業の趣旨

「大学スポーツ」は、単に一部の学生アスリートにとってのみ重要なものではなく、多くの学生が大学スポーツを通じ社会的人材の育成といったスポーツの価値・効用を得ることができる貴重なものである。また、大学は、素晴らしいスポーツ資源(人材、施設、知識など)を有し、大学スポーツを通じて地域社会の発展を支える存在として地域で重要な地位を占めている。

本事業は、「感動する大学スポーツ」の実現を目指すため、「大学スポーツ自体の振興」と「大学スポーツによる地域振興」とを総合的に支援し、その成果を広く提供するとともに、指導員の養成・確保を通じて地域スポーツクラブ活動に貢献することにより、大学スポーツに取り組む学生や大学を総合的に支援することを目的に実施する。

3 事業の内容

(1) 各事業の内容

上記2の趣旨を踏まえ、以下の①~③の各事業を行う。①~③の各受託者はスポーツ庁の指示に従い、それぞれア~オ又はア~カの業務を行う。企画・運営の具体化や本公募要領及び委託要項に定めのない事項については、スポーツ庁と協議の上、決定する。

①大学スポーツムーブメント創出のための調査研究事業(予算規模:6,377 千円程度) 大学スポーツの「みる」スポーツとしての潜在的価値を十分に生かすことは、我が国のスポーツ文化の向上と、大学スポーツ自体の発展の重要な鍵となっている。第3期スポーツ基本計画に記載されている「大学スポーツの価値向上・認知向上」の取組を重点的に推進するため、大学スポーツ振興の新たなムーブメントを創出するための大会の企画運営を行うモデル事業を実施し、その成果の全国への横展開を図る。

(事業の具体的な内容)

ア、学生の企画・運営で行われるホームゲームの開催

- ・「大学スポーツの価値向上・認知向上」の取組を重点的に推進するため、本事業の趣旨・内容に合致した取組が可能な大学を募集するための公募要領、審査基準等(以下「公募資料」という。)を作成し、公募を実施すること。
- ・現時点で想定する本モデル事業の全体の事業規模は、6,000 千円(1 件あたり 1,000 千円程度)、件数や1件当たりの金額は、内容によっては変動することがあり得ることに留意すること。

- 受託者は本モデル事業を実施することはできない。
- ・現在、スポーツ庁で想定しているモデル事業の取組は以下のとおりであるが、令和4年度「感動する大学スポーツ総合支援事業」成果報告書の「大学スポーツムーブメント創出に関する調査研究」を参考とすること。

(https://www.mext.go.jp/sports/content/20230601-stiiki-000030106_02.pdf) なお、詳細な募集要件等は、スポーツ庁と協議の上、決定することとする。

※取組例

- ・ホームゲーム(学内施設を利用した国内外大学との交流戦等)の企画・運営に、 運動部所属の有無にかかわらず学生を参加させ、スポーツを活用したビジネス人 材育成につなげていく取組
- ・「みる」スポーツとして、学内外施設でスポーツ大会・イベントを実施することで、大学や大学チームのファン創造を目指す取組

イ. モデル事業の審査・採択

・有識者6名程度の審査委員会を設置し、申請大学からの提案について、公募資料 に基づき審査を実施、採択先を決定し、スポーツ庁の承認を得ること。

ウ. モデル事業の実施支援、進捗管理

- ・イの採択結果に基づき、採択先大学と委託契約を締結し、事業の実施にあたっては、適切に助言、協力、提言、進捗管理等を含む総合的な側面支援を行うこと。 (採択先大学はスポーツ庁からみると再委託先となる。)
- ・採択先大学等からの意見・照会等に対する一元的な窓口を設置し、ノウハウを蓄 積すること。

エ、モデル事業の成果のとりまとめ

・実施したモデル事業の成果を、採択先大学に報告書として提出させること。

オ. 事業報告書の作成

・採択先大学の作成した報告書を、検証分析し、事業報告書としてとりまとめること。

②大学生指導員の養成・確保に関する実証事業(予算規模:12,663 千円程度)

中学生年代への指導のあり方について、大学において外部有識者による研修講義を 実施し、受講した学生が卒業後も継続して、地域の中学生の指導に当たる仕組みを構 築するモデル事業を実施し、その成果の全国への横展開を図る。

(事業の具体的な内容)

ア. モデル事業の公募

- ・地域スポーツクラブ活動における大学生指導員の養成・確保に資するため、本事業の趣旨・内容に合致した取組が可能な大学を募集するための公募要領、審査基準等(以下「公募資料」という。)を作成し、公募を実施すること。
- ・現時点で想定する本モデル事業の全体の事業規模は、12,000 千円 (1 件あたり 2,000 千円程度)、件数や 1 件当たりの金額は、内容によっては変動することが

あり得ることに留意すること。

- 受託者は本モデル事業を実施することはできない。
- ・現在、スポーツ庁で想定しているモデル事業の取組は以下のとおりである。 なお、詳細な募集要件等は、スポーツ庁と協議の上、決定することとする。

※取組例

- ・中学生年代への指導のあり方について、大学において外部有識者による研修講義 を実施し、受講した学生が卒業後も継続して、地域の中学生の指導に当たる仕組 みを構築する取組
- ・大学において、部活動地域移行・地域連携に取り組む地方自治体と連携し、中学 生年代への指導が可能な大学生・卒業生をリストアップして共有し、指導の継続 性を確保する取組

イ、モデル事業の審査・採択

・有識者6名程度の審査委員会を設置し、申請大学からの提案について、公募資料 に基づき審査を実施、採択先を決定し、スポーツ庁の承認を得ること。

ウ. モデル事業の実施支援、進捗管理

- ・イの採択結果に基づき、採択先大学と委託契約を締結し、事業の実施にあたっては、適切に助言、協力、提言、進捗管理等を含む総合的な側面支援を行うこと。 (採択先大学はスポーツ庁からみると再委託先となる。)
- ・採択先大学等からの意見・照会等に対する一元的な窓口を設置し、ノウハウを蓄 積すること。

エ. モデル事業の成果のとりまとめ

・実施したモデル事業の成果を、採択先大学に報告書として提出させること。

オ.事業報告書の作成

・採択先大学の作成した報告書を、検証分析し、事業報告書としてとりまとめること。

③大学スポーツによる地域振興の推進事業 (予算規模:46,206 千円程度)

大学は、豊富なスポーツ資源(人材、施設、知識など)を有しており、地域の課題解決、地域社会の発展を支える存在として地域で重要な役割を担っていると考える。こうした観点から、大学の有するスポーツ資源を有機的複合的に活用し、自治体や協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域の組織・団体とも十分に連携・協力し、各地域の現況に即した課題を解決する取組をモデル的に実施、検証分析し、その成果の全国への横展開を図る。

(事業の具体的な内容)

ア、モデル事業の公募

・大学スポーツによる地域振興を推進するため、本事業の趣旨・内容に合致した取 組が可能な大学を募集するための公募要領、審査基準等(以下「公募資料」とい う。)を作成し、公募を実施すること。

- ・現時点で想定する本モデル事業の事業規模は、38,000 千円(タイプ A:採択件数 3 件程度、1 件あたり 6,000 千円程度、タイプ B:採択件数 6 件程度、1 件あたり 4,000 千円程度)、件数や 1 件当たりの金額は、内容によっては変動することが あり得ることに留意すること。
- ・受託者は本モデル事業を実施することはできない。
- ・現在、スポーツ庁で想定しているモデル事業の取組は以下のとおりであるが、令和5年度に採択、令和4年度に実施したモデル事業も参考に企画提案者からも積極的に提案すること。この際、モデル事業の取組は、単に大学施設の地域開放やスポーツイベントの実施にとどまらず、地域の課題解決に資するものとすること。なお、詳細な募集要件等は、スポーツ庁と協議の上、決定することとする。

※取組例

- 中学校部活動の地域連携に係る取組を含む大学スポーツを活用した地域スポーツ 支援体制の構築
- ・大学のスポーツに関する人材の派遣等を通じた地域スポーツの活性化、公開講座 やスポーツ教室の実施を通じた地域のスポーツ・イン・ライフの推進など、地域 活性化に資する取組
- ・大学のスポーツに関する知識、研究結果等の還元など、スポーツ・健康まちづく りに資する取組

イ. モデル事業の審査・採択

・有識者6名程度の審査委員会を設置し、申請大学からの提案について、公募資料に基づき審査を実施、採択先を決定し、スポーツ庁の承認を得ること。経費について、企画提案書においては「委員等謝金84,000円」を計上すること。

ウ. モデル事業の実施支援、進捗管理

- ・イの採択結果に基づき、採択先大学と委託契約を締結し、事業の実施にあたっては、適切に助言、協力、提言、進捗管理等を含む総合的な側面支援を行うこと。 (採択先大学はスポーツ庁からみると再委託先となる。)
- ・採択先大学等からの意見・照会等に対する一元的な窓口を設置し、ノウハウを蓄 積すること。

エ、モデル事業の成果のとりまとめ

・実施したモデル事業の成果を、採択先大学に報告書として提出させること。

オ. シンポジウムの実施

・モデル事業のテーマを踏まえたシンポジウムを実施すること(実施形態は、会場とオンラインの併用を前提とする)。プログラムの内容等はスポーツ庁と協議のうえ決定するが、企画提案者は効果的な発信方法、シンポジウム後の大学の取組の活性化に関する提案を行うこと。

カ. 事業報告書の作成

・採択先大学の作成した報告書及びシンポジウムの成果等を、検証分析し、事業報告書としてとりまとめること。

(2) 各事業の実施にあたり共通する事項

① 事業スキームの構築及び進捗管理・中間報告等

契約締結後速やかに、業務ごとの実施計画及び実施体制等を含めた事業スキームを構築し、スポーツ庁の確認を得るとともに、事業内容の進捗管理等を行う。また、12 月上旬までにそれまで各業務で使用した経費の証憑書類を添付し、スポーツ庁に対して事業内容の中間報告を実施すること。

② 特に留意する事項

- ア. 各事業における実施内容、調査対象先や調査内容、モデル事業の審査項目・ 基準等についてはスポーツ庁と協議の上決めること。
- イ. 全ての事業は、その成果・実証結果を、全国の大学へ普及・啓発する事を 目的とするため、その観点を十分に認識した上で事業を遂行し、結果をま とめること。
- ウ. 第3期スポーツ基本計画を精読し、その趣旨を理解した上で提案をすると ともに、受託者となった場合には、事業を実施すること。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm

エ. 報告書については公表することを前提に内容・体裁等を整えること。スポーツ庁の指示に応じ、適宜報告書の修正・調整を行なうこと。

4 委託先

各事業とも、法人格を有する団体とする。

なお、申請は1団体を単位とするが、複数団体による申請(共同申請)も可能とする。その際は1団体が代表団体となり申請すること。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)予算決算及び会計令第70号の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中 の者でないこと。
- (3) 同一事業者が、複数の事業に応募することは可能である。

6 参加表明書の提出

提出不要

7 公募説明会

本企画競争に関わる説明会を、令和6年3月12日(火)11:00 にオンラインにて行う。説明会への参加を希望する者は、令和6年3月8日(金)18:00 までに、8で記載している E-mail(様式任意)宛に申し込みを行うこと。なお、オンラインは zoomを予定しており、接続方法等は、スポーツ庁から申込者に別途連絡する。(説明会への出席有無は、競争の結果に関連しないものとする)

8 企画提案書等の提出方法等

(1)提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先
 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
 スポーツ庁参事官(地域振興担当)付 大学スポーツ担当
 TEL:03-6734-3954 E-mail:stijki@mext.go.jp

(2)提出方法

- ①用紙サイズはA4版とし、下記(3)で示す仕様で提出すること。
- ②提出方法は、電子データを上記メールアドレスまで送信する。
 - ※送信メールの題名は【提出者名】+事業名、添付ファイル名は【提出者名】 +事業名によること。
 - ※提出書類の電子データは PDF 形式とし、25 メガバイト以下のデータ容量とする。(25 メガバイトを超える容量の場合は、メールを複数回に分割して、ファイルを送付すること)
 - ※電子メール送信中の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。 ※受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ③その他
 - ・企画提案書に関する事務連絡先 (照会先) を明記すること。
 - ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

(3)提出書類等

- ①企画提案書(別添(公)1)
- ②誓約書
- ③審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ④共同申請する場合は、共同申請の合意が確認できる書類(任意様式)
- ⑤その他必要と思われる資料(様式自由)
- (4)提出期限

提出期限:令和6年3月22日(金)18:00

(5) その他

- ・企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。
- ・必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることがある。
- ・提出期限を過ぎてからの企画提案書等の提出及び提出期限後の企画提案書 等の差替えは認めない。

9 事業規模(予算)及び採択数

採択件数は審査委員会が決定する。

事業規模:

- (1)大学スポーツムーブメント創出のための調査研究事業:6,377千円程度
- (2) 大学生指導員の養成・確保に関する実証事業: 12,663 千円程度

(3) 大学スポーツによる地域振興の推進事業:46,206 千円程度

採択数 : 3件(各事業1件) ※複数事業の応募も可

契約期間:契約締結日から令和7年3月14日(金)

10 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付技術審査委員会において、提出された企画提案書等にて、書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3)選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

11 誓約書の提出等

- (1)本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(別添(公)2)を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反すること となったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3)前2項は、国立大学法人又は独立行政法人には適用しない。

12 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

※ 国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定 することとなるため、契約予定者と選定されたとしても、契約書締結後でなければ 事業に着手できないことに十分に注意すること。なお、この旨を再委託先にも十分 周知すること。

13 スケジュール

(1)公募開始 : 令和6年3月1日(金)

(2)公募説明会:令和6年3月12日(火)11:00

(3) 公募締切 : 令和6年3月22日(金) 18:00

(4) 審 査: 令和6年3月

(5) 選定及び委託事業実施計画書の提出:令和6年3月下旬~4月上旬頃

- (6) 委託決定、契約の締結:令和6年4月中旬
- (7) 契約期間 : 契約締結日から令和7年3月14日(金)まで
- ※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、 事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。 なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書及び委託事業実施計画書、ほか別に定める規定等を遵守すること。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (3) 本事業は、令和6年度予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては内容に変更が生じることがある点に留意すること。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、 再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に 該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法に おいて競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。 〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出する必要があるので、事前に準備をしておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知しておくこと。

- ・委託事業実施計画書(委託事業経費内訳を含む。審査委員から意見が提示 された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。)
- 再委託に係る事業委託経費内訳
- 委託事業経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料(謝金単価表、 旅費支給規定、見積書等)
- · 別紙(銀行口座情報)

令和6年度感動する大学スポーツ総合支援事業 審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、得点が最も高いものを受託者に決定する。

Ⅱ 審查方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において、書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。なお、その審査過程においてその他資料を用いたプレゼンテーションを実施する場合があるので留意すること。

Ⅲ 評価方法

評価は、提出された企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。 技術審査委員会の各委員は、下記の評価項目毎に評価基準による5段階評価等を行い、各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。 なお、評価点が39点に満たない場合は不合格とする。

【評価項目】

- 1 事業実施主体に関する評価(共通審査項目)
- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、各関係者との連携が図られている、若しくは 連携が図られる見込みが高いこと。
- (3) 事業を効果的に実施するための専門知識を有しており、且つ必要な類似業務・分野の実績等を有していること。
- (4) 事業を適切に遂行ための技術力及びノウハウを有していること。

2 事業内容に関する評価 I (共通審査項目)

- (1) 趣旨に沿って、総合的に事業が実施できるよう、実現性・実効性・効率性がバランスよく具体的に設計され、創意工夫がみられること。
- (2) 大学スポーツに係るこれまでの国の施策の内容を適切に理解し、整合性のとれた内容となっていること。
- (3) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 事業内容に関する評価Ⅱ (事業別審査項目)

- (1)「大学スポーツムーブメント創出のための調査研究事業」について公募の実施、 採択先(再委託者)事業の進捗管理、成果のとりまとめ等、具体性・実効性・効 率性に優れていること。
- (1) 「大学生指導員の養成・確保に関する実証事業」について公募の実施、採択先 (再委託者) 事業の進捗管理、成果のとりまとめ等、具体性・実効性・効率性に 優れていること。
- (1) 「大学スポーツによる地域振興の推進事業」について公募の実施、採択先(再委託者)事業の進捗管理、成果のとりまとめ、シンポジウムの開催等、具体性・実効性・効率性に優れていること。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局 長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価 基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている=5点(10点) 優れている =4点(8点) 普通 =3点(6点) やや劣っている=2点(4点) 劣っている =1点(2点) ※()内は重点評価項目の得点

2 「3ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内 閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当す る各認定等に準じて評価する。

認定	等 ※	配点
	認定段階1 (労働時間等の働き 方に係る基準は満たすこと。)	1. 5点
	認定段階2 (労働時間等の働き 方に係る基準は満たすこと。)	3. 0点
女性の職業生活における活躍の	認定段階3	4.0点
推進に関する法律(女性活躍推	プラチナえるぼし認定企業	5.0点
進法)に基づく認定(えるぼし 認定)等	行動計画策定済(女性活躍推進 法に基づく一般事業主行動計画 の策定義務がない事業主(常時 雇用する労働者の数が100人 以下のもの)に限る(計画期間 が満了していない行動計画を策 定している場合のみ)	1. 0点
	くるみん認定①	1. 5点
次世代育成支援対策推進法(次	が満了していない行動計画を策 定している場合のみ) くるみん認定① トライくるみん認定 大法)に基づく認定(くるみ 認定企業・プラチナ認定企業) くるみん認定② くるみん認定② くるみん認定③ プラチナくるみん認定	
世代法)に基づく認定(くるみ		
ん認定企業・プラチナ認定企業)		
青少年の雇用の促進等に関する 法律(若者雇用促進法)に基づ く認定	ユースエール認定	3. 0点
上記に該当する認定等を有しない		0点

※ 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

37 /m 7 -	E- 307			評価基準		
評価項目	点数	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1- (1)	5	5	4	3	2	1
1- (2)	5	5	4	3	2	1
1 - (3)	5	5	4	3	2	1
1- (4)	5	5	4	3	2	1
2- (1)	1 0	1 0	8	6	4	2
2- (2)	1 0	1 0	8	6	4	2
2- (3)	1 0	1 0	8	6	4	2
3- (1)	1 0	1 0	8	6	4	2
4	5	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	等労労のでは、これのでは	方に係る基準は活法に係るを表しては、100分件のは、100分件のは、10分別では、10	=	1.5点3点4点5点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点

令和6年度スポーツ庁参事官(地域振興担当)技術審査委員会設置要項

令和6年2月20日 支出負担行為担当官 スポーツ庁次長決定

1. 目 的

スポーツによる地域・経済の活性化、スポーツツーリズムの推進、大学スポーツの振興、地域の身近なスポーツの場づくり、体育・スポーツ施設の整備・運営に関する施策等について専門的知見に基づいて適切に実施するため、スポーツ庁参事官(地域振興担当)が実施する事業について審査・評価等を行う令和6年度スポーツ庁参事官(地域振興担当)技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2. 対象事業

スポーツ庁参事官(地域振興担当)の事業のうち、審査委員会による審査・評価等を 必要とする事業

3. 審議事項

審査委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1)対象事業の委託先を支出負担行為担当官が決定するに当たり、候補となる団体から提出のあった企画提案書等の審査・評価等に関すること
- (2) 選定された委託先が実施する事業の実施内容に対する指導・助言に関すること
- (3) その他、対象事業の円滑な実施のため、検討が必要な事項に関すること

4. 審査委員会の構成等

- (1) 学識経験者や専門家などを対象として技術審査専門員(以下「専門員」という。) を委嘱し、専門員の協力を得て、対象事業について審査・評価等を行うものとする。
- (2) 専門員は対象事業の申請について直接的な関与を有しないこととする。
- (3) スポーツ庁は、専門員と利害関係がある案件について審議する場合等について、 必要があると認めるときは、専門員の構成を見直すことができるものとする。
- (4) 専門員の任期は、委嘱日から令和7年2月28日までとする。

5. その他

- (1) スポーツ庁参事官(地域振興担当)における事業のうち特別の事情がある場合であって、別にスポーツ庁次長決定が行われる場合には、本決定は適用しない。
- (2)審査委員会に関する庶務は、スポーツ庁参事官(地域振興担当)において処理する。

令和6年度スポーツ庁参事官(地域振興担当)技術審査委員会 審 査 要 領

スポーツ庁参事官(地域振興担当)技術審査委員会技術審査専門員は下記について 遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 専門員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

- 第2 専門員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁参事官(地域振興担当)に申し出なければならない。
 - ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で専門員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 専門員が所属している機関から申請があった場合
 - ③ 専門員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 専門員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つ そのための資金を専門員自身が受けている場合
 - ⑤ 専門員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を専門員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 専門員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、競争参加者(競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む)との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該専門員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該専門員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該専門員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに専門員の中から委員長を選任し、当該専門員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 専門員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。 (不公正な働きかけ)
- 第3 専門員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁参事官(地域振興担当)に報告しなければならない。
- 2 スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

令和6年度スポーツ庁参事官(地域振興担当) 技術審査委員会 技術審査専門員

(50 音順、敬称略)

赤荻	福枝	合同会社ウグイスプロモーション代表
阿部贝	享司	千葉大学 コミュニティ・イノベーションオフィス 特任専門員/地域コーディネーター
		付任寺门員/ 地域コーナイヤーメー
石塚	大輔	スポーツデータバンク株式会社代表取締役
伊藤	央二	中京大学スポーツ科学部准教授
押見	大地	東海大学体育学部スポーツ・レジャーマネジメント学科准教授
菊地 秀	秀行	公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部長
木村 [昌彦	横浜国立大学教育学部長
恒石	直和	表参道総合法律事務所 弁護士
外池っ	大亮	横浜マリノス株式会社 経営企画部
中川	智博	Tokyo Creative(株)代表取締役
中村	建太	みらい株式会社取締役兼ディレクター
中村	晃之	ミズノスポーツサービス株式会社 取締役
長積(<u>–</u>	立命館大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学学科
長谷川	恒平	青山学院大学レスリング部監督
畠野 ӣ	森妃 子	公益財団法人日本スポーツ施設協会推進課長
原田	宗彦	大阪体育大学学長
福岡	孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授
宮城	亮	総合型地域スポーツクラブ経営コンサルタント
森下	晶美	東洋大学国際観光学部教授

利渉 敏江

東日本旅客鉄道株式会社

千葉支社地域共創部マイスター・地域連携ユニットチーフ



6

本事業における"補助事業"について

民間スポーツ振興費等補助金(日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本武道館補助、日本パラスポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助、中学生年代の都道府県大会等主催団体補助、全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助、大規模国際スポーツ大会主催団体補助及び日本アンチ・ドーピング機構補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本スポーツ協会補助)交付要綱

昭和53年5月31日 文部事務次官裁定 最終改正 令和6年3月12日

(通則)

第1条 民間スポーツ振興費等補助金(日本スポーツ協会補助、日本オリンピック委員会補助、日本武道館補助、日本パラスポーツ協会補助、大学スポーツ協会補助、中学生年代の都道府県大会等主催団体補助、全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助、大規模国際スポーツ大会主催団体補助及び日本アンチ・ドーピング機構補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本スポーツ協会補助)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第33条第3項の規定に基づき、スポーツ団体等が行う事業に対して、団体の自主性を尊重しつつ、当該事業に要する経費の一部を補助し、我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業を 行う者(以下「補助事業者」という。)及び補助の対象となる経費(以下「補助対象経 費」という。)並びに補助金の額は、別記1及び別記2に定めるとおりとする。

(不交付の措置)

第4条 スポーツ庁長官(以下「長官」という。)は、第17条の規定により交付決定が取り消された補助事業者に対し、当該交付決定取消事業に係る補助金の返還命令があった翌年度以降5年以内の間で当該違反内容等を勘案して相当と認められる期間、補助事業の全部又は一部について、補助金を交付しないものとする。

(申請手続)

- 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1による交付申請書を長官に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合

計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

- 第6条 長官は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、交付 決定を行い、交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書がスポーツ庁に到着 してから30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した交付申請取下げ書を長官に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さねばならない。ただし、補助事業の運営上一般の競争に付すことが困難又は不適当であるときは、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

- 第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2による変更 承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1)補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助金の額に影響を及ぼすことなく配分された補助対象経費の総額の10%以内の変更又は配分された補助対象経費の各科目の30%以内の変更いずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - (2)補助事業の内容を変更するとき。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない事業内容の変更はこの限りではない。
- 2 長官は前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに様式第3 による申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる とき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第4による事故報告書を 長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について長官から報告を求められた ときは、速やかに様式第5による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 別記1及び別記2に定める「全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体」を除く補助事業者は、補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)はその日から1か月を経過した日又は補助事業を完了した会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合)には、補助金の交付決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、様式第6による実績報告書を長官に提出しなければならない。
- 2 別記1及び別記2に定める「全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体」の実績報告書の提出期限については、別に定める。
- 3 前2項の実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期限 によることができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する補助金の交付決定に係る国の会計年度が終了した場合に おける実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付 しなければならない。
- 5 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金 に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当す る額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 長官は、前条第1項及び第2項の規定による補助事業の完了又は廃止に係る報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。
- 2 長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(別紙様式第7)を長官に提出しなければならない。
- 2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当す

る額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

- 第16条 補助金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書 (別紙様式8)を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第17条 長官は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号 に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1)補助事業者が、適正化法、施行令及びこの要綱又は適正化法、施行令若しくはこの要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が 交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 長官は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 長官は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、文部科学大臣(以下「大臣」という。)が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようするときは、財産処分申請書(様式第9)を長官に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は 完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第21条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱に規定に基づく申請、届出、報告その他長官又は文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第22条 長官又は文部科学省は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官又は文部科学省は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附則

- 1 この交付要綱は、平成24年4月19日から施行する。
- 2 別記2の(注2)については、平成24年4月19日よりも前に交付決定が行われた事業については、適用しない。

附則

- 1 この交付要綱は、平成25年3月29日から施行する。
- 2 第4条については、平成25年3月29日よりも前に交付決定が行われた事業については、適用しない。

附則

この交付要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則(改正 平成27年2月27日)

この交付要綱は、平成27年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成26年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 平成27年11月11日)

この交付要綱は平成27年11月11日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附則(改正 平成28年3月9日)

この交付要綱は、平成28年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成27年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 平成29年3月2日)

この交付要綱は、平成 29 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 28 年度

以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 平成30年2月16日)

この交付要綱は、平成30年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成29年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 平成31年3月29日)

この交付要綱は、平成31年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成30年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 令和2年3月31日)

この交付要綱は、令和2年度以降に交付を決定する補助金から適用し、令和元年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 令和2年5月14日)

この交付要綱は、令和2年度補正予算(第1号)以降の予算に係る補助金の交付から 適用し、令和2年度当初予算以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 令和2年8月11日)

この交付要綱は、令和2年度補正予算(第2号)以降の予算に係る補助金の交付から 適用し、令和2年度補正予算(第1号)以前の予算に係る補助金は、なお従前の例によ る。

附則(改正 令和3年1月25日)

この交付要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附則(改正 令和3年3月31日)

この交付要綱は、令和2年度補正予算(第3号)以降の予算に係る補助金の交付から 適用し、令和2年度補正予算(第2号)以前の予算に係る補助金は、なお従前の例によ る。

附則(改正 令和4年1月26日)

この交付要綱は、令和3年度補正予算(第1号)以降の予算に係る補助金の交付から 適用し、令和3年度当初予算以前の予算に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 令和4年3月23日)

この交付要綱は、令和4年度以降に交付を決定する補助金から適用し、令和3年度以前に係る補助金は、なお従前の例による。

附則(改正 令和4年4月28日)

この交付要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附則(改正 令和4年11月28日)

この交付要綱は、令和4年11月28日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附則(改正 令和5年3月9日)

この交付要綱は、令和5年3月9日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

附則(改正 令和6年3月12日)

この交付要綱は、令和6年3月12日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付決定が行われた補助金については、なお従前の例による。

補助事業者名	補助事業名	補助金の額
	スポーツ指導者養成事業	
公益財団法人	アジア地区スポーツ交流事業	
日本スポーツ協会	日・韓・中スポーツ交流事業	
	日・韓スポーツ交流事業、	
	日・中スポーツ交流事業、地域交流推進事業	定額
	海外青少年スポーツ交流事業	=
	子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン事業	=
	子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業	=
	地域のスポーツ環境基盤強化	
	選手強化事業	-
	強化合宿事業	-
	海外強化合宿、国内強化合宿	=
	コーチ力強化事業	=
	□ 専任コーチ設置、海外優秀コーチ設置、コーチ派遣、 □ 強化スタッフ会議	
八米丹国社工		-
公益財団法人 日本オリンピック委員会	スポーツ国際交流事業	定額
ロ本オリンヒック安貝云	チーム派遣・招待、日韓競技力向上スポーツ交流事業、	
	オリンピック競技大会安全対策等事業、国際審判員等養成プログラム	
	オリンピック競技大会、ユースオリンピック競技大会、 FISUワールドユニバーシティゲームズ、アジア競技大会、	
	東アジアユース競技大会への選手団派遣事業	
	古武道保存事業	
公益財団法人	青少年武道錬成大会開催事業	=
日本武道館	武道指導者講習会	定額
	武道国際交流事業	=
	障害者スポーツ振興事業	
	連絡協議会開催事業、情報収集・提供事業、調査研究事業、普及・啓発事業、活動推進費、障害者スポーツ地域振興事業、障害者スポーツ人材養成研修事業、障害者スポーツ実施環境の構築支援事業(※1)	
公益財団法人	総合国際競技大会派遣等事業	-
日本パラスポーツ協会	パラリンピック競技大会、アジアパラ競技大会、アジアユースパラ競技大	
	会、デフリンピック競技大会、アジア太平洋ろう者競技大会、スペシャルオ	定額
	リンピックス大会、Virtusグローバルゲームズ、Virtusオセアニア・アジア ゲームズ、IBSAワールドゲームズ、IWASワールドゲームズへの選手団派	
	遺、強化合宿	
	競技力向上推進事業	=
	指定強化選手・競技団体国内外強化活動費助成事業、 海外コーチ招聘事業、強化推進委員会活動事業、	-
	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、	
一般社団法人大学スポーツ協会		定額
一般社団法人大学スポーツ協会	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業	定額
一般社団法人大学スポーツ協会	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2)	定額
一般社団法人大学スポーツ協会	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2)	定額
一般社団法人大学スポーツ協会	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3)	
一般社団法人大学スポーツ協会	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3)	定額 1/2
	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3)	
全国規模のスポーツリーグ又は	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4)	
	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策徹底事業(※4)	
全国規模のスポーツリーグ又は	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策徹底事業(※4) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業(※4)	1/2
全国規模のスポーツリーグ又は	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策徹底事業(※4) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業(※4) 緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業(※4)	1/2
全国規模のスポーツリーグ又は	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策徹底事業(※4) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業(※4) 緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業(※4) 試合開催時における感染症対策の徹底事業(※1)	1/2 定額
全国規模のスポーツリーグ又は	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策徹底事業(※4) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業(※4) 緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業(※4) 試合開催時における感染症対策の徹底事業(※1) 試合開催時における感染症対策の徹底事業(※1) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1)	1/2 定額 1/2
全国規模のスポーツリーグ又は	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策徹底事業(※4) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業(※4) 緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業(※4) 試合開催時における感染症対策の徹底事業(※1) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1)	1/2 定額
全国規模のスポーツリーグ又は	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策の徹底及び広報事業(※4) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業(※4) 緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 対合用催時における感染症対策の徹底事業(※1) 対合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 可力禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大事業(※1) 政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用	1/2 定額 1/2
全国規模のスポーツリーグ又は 大会の主催団体	指定強化活動推進事業、情報収集・提供事業、 選手強化対策事業、アンチ・ドーピング活動推進支援事業 大学スポーツ振興事業 新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※2) 継続的な集客等のための広報事業(※2) 施設の確保事業(※3) 選手等の非感染状態確認事業(※3) 試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策徹底事業(※4) ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業(※4) 緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業(※4) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 試合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 対合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 対合運営の改善による感染症対策の徹底事業(※1) 可力禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大事業(※1) 政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用 等支援事業(※1)	1/2 定額 1/2 定額

- ※1 令和3年度補正予算(第1号)限りの事業とする
- ※2 令和2年度補正予算(第1号)及び令和2年度補正予算(第2号)限りの事業とする
- ※3 令和2年度補正予算(第2号)限りの事業とする
- ※4 令和2年度補正予算(第3号)限りの事業とする
- ※5 令和2年度補正予算(第3号)、令和3年度補正予算(第1号)及び令和4年度補正予算(第2号)限りの事業とする
- ※6 令和3年度当初予算、令和4年度当初予算及び令和5年度当初予算限りの事業とする

(別記2)

民間スポーツ振興費等補助金

補助事業者名										補助	力対象	象経費	贵										
			-	旅費	- "	備	競器(消	印刷		賃	度滞	会	雑	職諸料	[保	- Na				
	補助事業名		訓		損職	品	・研究月に	/##	耗品	刷製	運	Á	抗 在	議	役務	員 社会	. 熱	険	44/				
			金	等:	等 料	費,	の限る。	費	費	本費		金多	貴 費	費	費	P 保証 除む			F #				
	スポーツ指導者養成事業		0	0	0 0				0	0	0	0		0	0			0)				
公益財団法人	アジア地区スポーツ交流事業 (派	遣)	0	0	0 0				0	0	0	0 (Э	0	0			0)				
日本スポーツ協会	(受	入)	0	0 (0 0				0	0	0	0	С	0	0			0)				
	子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン事業		0	0	0 0				0	0	0	0		0	0				Ť				
	子供の運動遊び定着のための官民連携推進事業		0	0	0 0				0	0	0	0		0	0				T				
	地域のスポーツ環境基盤強化		0	0	0 0				0	0	0	0		0	0				Ī				
	選手強化事業		0	0	0 0		0		0	0	0	0) C	0	0			0)				
公益財団法人	国際交流事業																		Ť				
日本オリンピック委員会	別記1の海外派遣事業		0		0				0			() C)	0			0)				
	別記1の国内派遣事業			(0 0								С)	0			0)				
公益財団法人 日 本 武 道 館	古 武 道 保 存 事 業		0	0	0 0				0	0	0			0	0			T	1				
	青少年武道錬成大会開催事業		0	0	0 0				0	0	0			0				1	T				
	武道指導者講習会		0	0	0					0				0				1	T				
	武道国際交流事業		0	0	Э				0	0	0	(0	0	0			T	†				
	障害者スポーツ振興事業		0	0	0 0		0		0	0	0	0) C	0	0	0	С	0)				
公益財団法人	総合国際競技大会派遣等事業																		Ť				
日本パラスポーツ協会	別記1の海外派遣、強化合宿			0	0 0				0	0	0	() C	0	0		С	0)				
	別記1の国内派遣、強化合宿			0	0 0				0	0	0			0	0		С	0)				
	競技力向上推進事業		0		0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	С	0)				
一般社団法人大学スポーツ協会	大学スポーツ振興事業		0	0	0 0				0	0	0	0) C	0	0			Т	I				
	新型コロナウイルス感染拡大防止事業(※)		0	0	0 0		0		0		0	0		0	0			Т	T				
	継続的な集客等のための広報事業(※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0				Ī				
	施設の確保事業				0										0				T				
	選手等の非感染状態確認事業(※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0				Ī				
	試合開催時における感染症対策の徹底及び広報事業 (※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0				1				
全国規模のスポーツリーグ	試合運営の改善による感染症対策徹底事業 (※)		0	0	0		0		0	0	0	0		0	0				Ī				
マロス は大会の主催団体	ポストコロナに向けた新しい取組に関する企画支援事業 (※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0				1				
	緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等支援事業 (※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0				1				
	試合開催時における感染症対策の徹底事業 (※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0				1				
	試合運営の改善による感染症対策強化事業 (※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0			T	1				
	コロナ禍におけるスポーツ観戦機会の提供拡大事業 (※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0			T	1				
	政府の要請等を受けた試合の中止等に伴い発生したキャンセル費用等支援事業 (※)		0	0	0 0		0		0	0	0	0		0	0			T	1				
て規模国際スポーツ大会主催団体	大規模国際スポーツ大会開催準備事業				0			0							0			T	1				
☆益財団法人日本アンチ・ドーピンク	機ドーピング検査員の感染予防対策支援事業		0	0 0	0 0				0	0	0	0		0	0				T				

政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金

	補助対象経											経費							
				費	借	備		消	印	通	賃	渡渚	会	雑					
補助事業者名	補助事業名		講	役			技具	耗	刷信			役							
	間めず来石	謝無難損品物用		製	運	運	航右	議											
			Hill	444	ı		用にの限	品	本	搬				務					
		金	等	等	料	費		費	費	費	金	費	費	費					
公益財団法人	海外青少年スポーツ交流事業	0	0	0	0			0	0	0		0		0					
日本スポーツ協会																			

⁽注)補助対象事業は、○印を付した経費のうち、事業を実施するために直接必要な経費とする。

⁽注1)補助対象事業は、○印を付した経費のうち、事業を実施するために直接必要な経費とする。
(注2)公益財団法人日本オリンピック委員会(以下、「JOC」という。)が実施する選手強化事業のうち、専任コーチ等設置事業の執行に当たっては、専任コーチ等の設置を希望する団体が、当該専任コーチ等からの寄付(配偶者等を通じた寄付を含む。)により事業の趣旨を著しく逸脱することがないよう、当該団体の財政状況を把握するため、スポーツ庁はJOCに対し、必要な書類の提出を求めることができる。